

災害廃棄物の処理に係る調査

1. 調査の概要

令和6年度までの大規模災害発生時における近畿ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策調査検討業務において行った調査・検討事項について、基本情報の補完（変更事項の確認）を行った。なお、本章の表中、合計値については、四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

2. 過年度調査に引き続いて実施する調査の項目

2.1 更新・補完調査の概要

令和6年度調査などの過年度に引き続き、下表の調査項目について調査を行った。

- ・調査結果の公表は全体分析、府県別分析までとし、自治体等別の調査結果は公表しない。府県を含むブロック協議会構成員に対する情報提供も公表情報のみ。
- ・環境省本省アンケート調査結果は、「令和7年度一般廃棄物処理実態調査」に基づく令和8年1月9日および令和8年1月13日時点の速報値（今後、公表される数値と異なる可能性がある）。

図表 2-1 調査内容と調査実施方法

| | 調査内容 | 調査方法 | |
|---|--------------------------------|-------------------|----------|
| | | 環境省本省 アンケート※活用 | 現地 調査 |
| 1 | 災害廃棄物処理計画の策定状況等 | ○ | |
| 2 | 災害時相互協定 | ○ | |
| 3 | 災害廃棄物処理に関する研修・訓練 | ○ | |
| 4 | 廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況 | ○ | |
| 5 | 住民・ボランティア等への啓発・広報（発災時・平時） | ○ | |
| 6 | 社会福祉協議会との平時からの連携体制 | ○ | |
| 7 | 収集運搬機材及び廃棄物処理従業職員数 | ○ | |
| 8 | 国有地等の仮置場候補地の調査 | | ○ |

注. 本省アンケート…令和7年一般廃棄物処理実態調査（7は令和6年度一般廃棄物処理実態調査）

2.2 調査結果

2.2.1 災害廃棄物処理計画の策定状況等

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理計画の策定状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果は令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 災害廃棄物に関する計画の策定状況

ア) 近畿ブロックの災害廃棄物処理計画の策定団体は約9割で、全国と同様に令和6年度から増加

近畿全体の策定割合は、令和6年度（84%、167団体）から8ポイント増加（92%、183団体）し、全国（5ポイント増加）に比べて3ポイント多い。

特に策定団体数が増えた府県は、奈良県（6団体増加）、大阪府（4団体増加）であった。令和7年4月時点で未策定の市町村が多い（7団体）奈良県において、本業務内で該当市町村にて災害廃棄物処理計画策定支援事業を実施しており、来年度以降の策定率はさらに上がる見込みである。第5次循環型社会推進基本計画の目標に向けて引き続き策定を推進する。

| |
|---------------------------------|
| ※第4次循環型社会推進基本計画に基づく災害廃棄物処理計画策定率 |
| 2025年度目標（都道府県：100% 市町村：60%） |
| 第5次循環型社会推進基本計画に基づく災害廃棄物処理計画策定率 |
| 2030年度目標（都道府県：100% 市町村：100%） |

イ) 災害廃棄物処理計画を改訂した団体は少なく、改訂に向けては職員や時間の確保、専門的情報等の不足が課題

災害廃棄物処理計画の改訂状況は、都道府県は全国では「改訂有り」が57%（令和6年度51%）、近畿全体では6府県中2府県（33%）が「改訂有り」であった。一方、市町村は全国で26%（403団体）（令和6年度23%、337団体）、近畿全体で21%（39団体）（令和6年度16%、27団体）が改訂しており、全国では3ポイント、近畿全体では5ポイント増加した。

改訂時の課題は、令和6年度と同様に「策定が直近である」（全国52%、近畿59%（令和6年度全国54%、近畿58%））以外に、「改訂にあたる職員や時間を確保できない」（全国40%、近畿37%（令和6年度全国36%、近畿33%））「専門的な情報や知見が不足している」（全国37%、近畿29%（令和6年度全国34%、近畿26%））と回答している団体が多く、改訂を促進するためにはサポートが必要と考えていることが伺える。

ウ) 水害を想定した市町村の災害廃棄物処理計画は全国で 40%、近畿全体で 43%

災害廃棄物処理計画を策定済みの団体のなかで、想定している災害の種類が、水害にあたる「降雨」と「洪水」を含んでいる団体は、全国では都道府県は38%、18団体、市町村は40%、616団体、近畿全体では都道府県は50%、3団体、市町村は43%、78団体であった。

市町村については、第5次循環型社会推進基本計画の目標に向け、水害を含めた計画に改訂するよう促す必要がある。

※第5次循環型社会推進基本計画に基づく災害廃棄物処理計画における水害の想定率

2030年度目標（市町村：60%）

(2) 災害廃棄物に関する計画の策定状況

① 災害廃棄物処理計画の策定状況

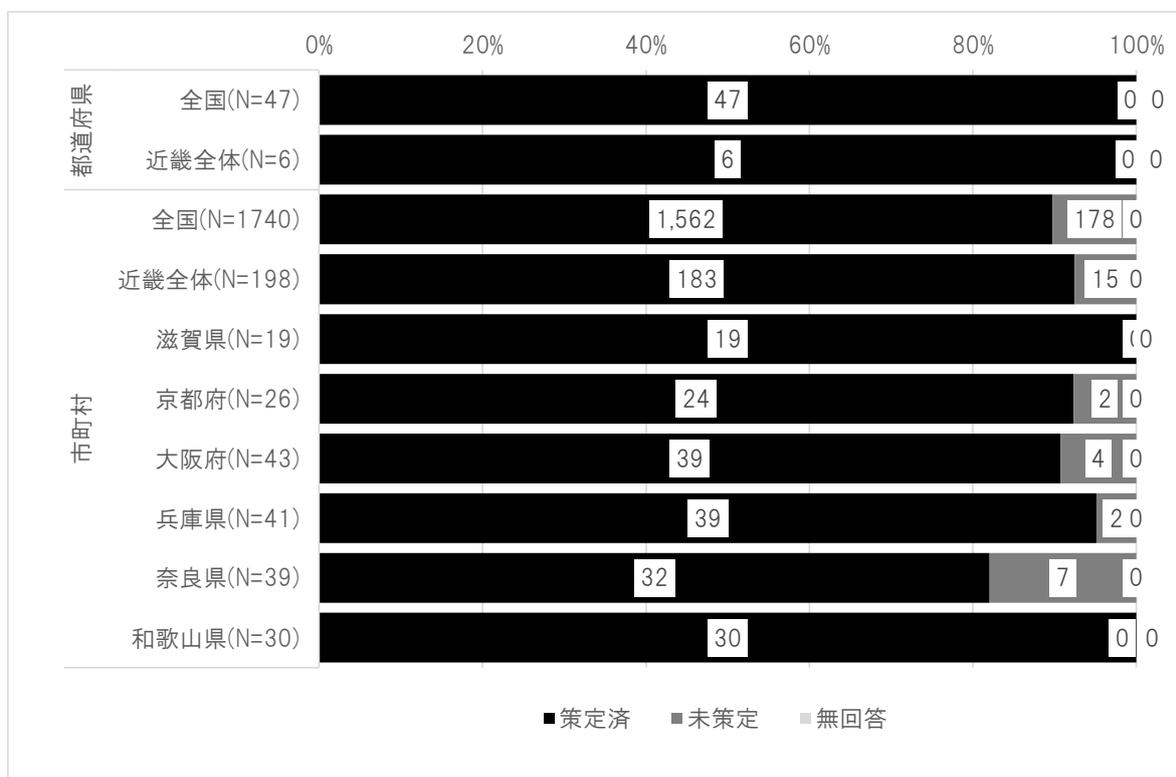
都道府県の災害廃棄物処理計画の策定状況は、全47都道府県が「策定している」であった。

市町村は、全国集計では令和6年度は85%、1,470団体であったが、令和7年度は90%、1,562団体で5ポイント増加した。近畿全体では、令和6年度（84%、167団体）から8ポイント増加（92%、183団体）し、全国に比べて2ポイント多い。

特に策定団体数が増えた府県は、奈良県（6団体増加）、大阪府（4団体増加）であった。令和7年4月時点では奈良県において未策定の市町村（7団体）が多い。

※第4次循環型社会推進基本計画に基づく2025年度目標（都道府県：100% 市町村：60%）
 第5次循環型社会推進基本計画に基づく2030年度目標（都道府県：100% 市町村：100%）

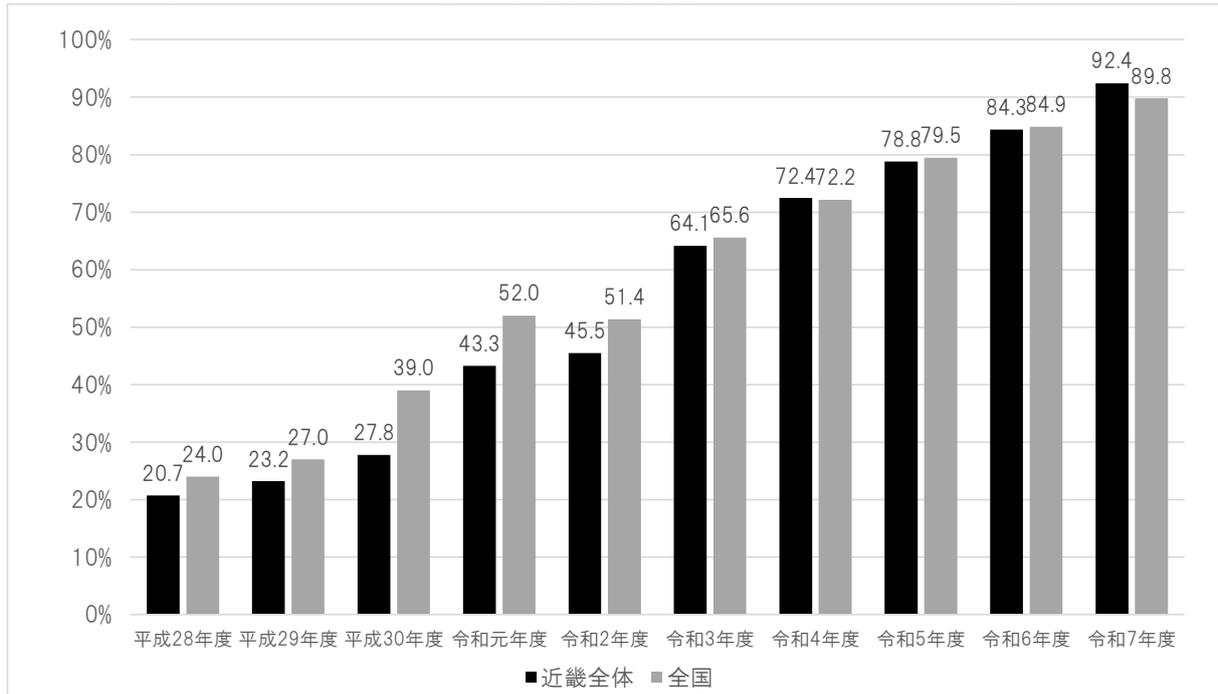
図表 2-2 災害廃棄物処理計画の策定の有無



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

図表 2-3 近畿ブロック全体の災害廃棄物処理計画策定率（市町村） 経年変化



注．近畿全体・・・近畿2府4県

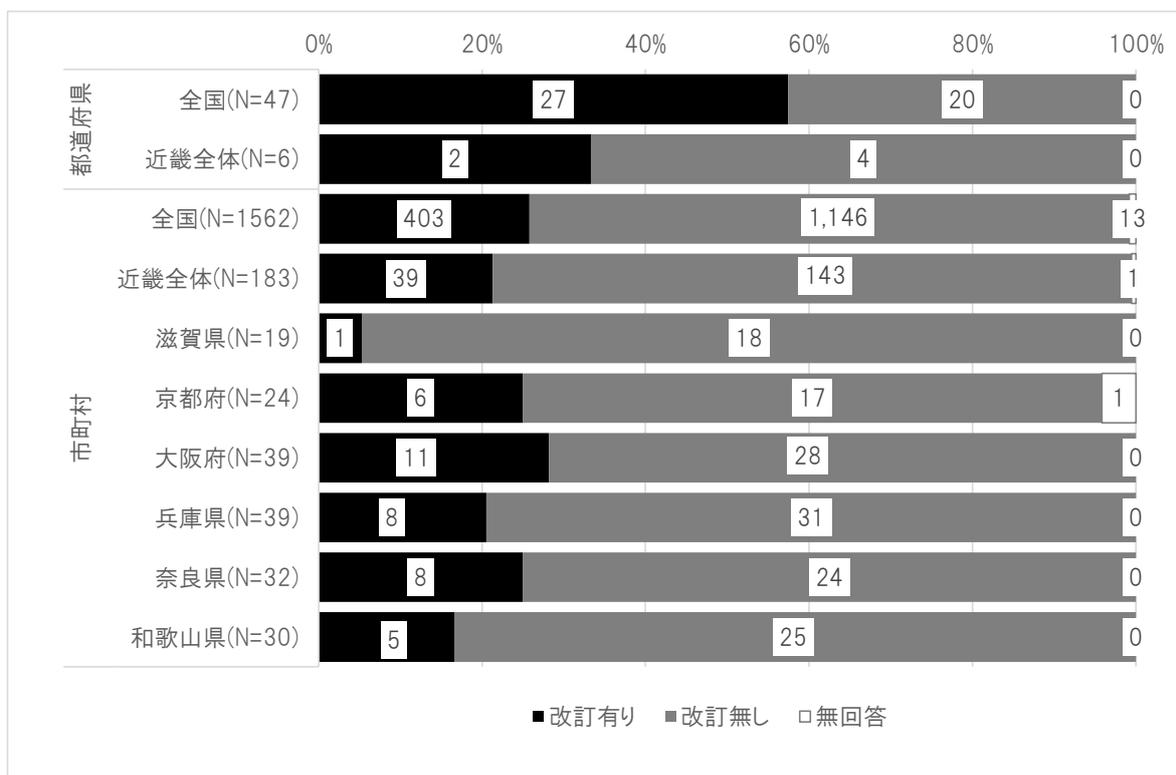
注．令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

②災害廃棄物処理計画の改訂状況

災害廃棄物処理計画の改訂状況は、全国47都道府県で「改訂有り」が27団体、近畿全体は、2府県で「改訂有り」であった。

市町村では、全国で403団体が、近畿全体で39団体が「改訂有り」であった。

図表 2-4 災害廃棄物処理計画の改訂の有無



注. 近畿全体…近畿2府4県

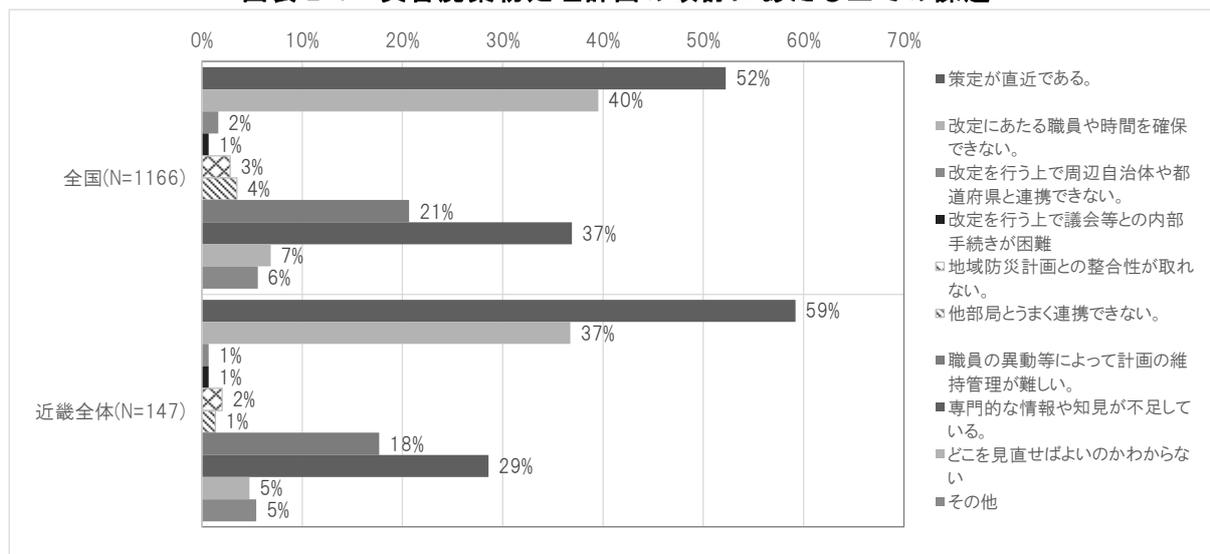
注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

③災害廃棄物処理計画の改訂にあたる上での課題

災害廃棄物処理計画を策定済みだが未改訂の府県・市町村を対象に、改訂にあたる上での課題を確認した。

全国、近畿全体とも同様の傾向にあり「策定が直近である」が最も多く全国52%、近畿59%、次いで「改訂にあたる職員や時間を確保できない」が全国40%、近畿37%、次いで「専門的な情報や知見が不足している」が全国37%、近畿29%であった。

図表 2-5 災害廃棄物処理計画の改訂にあたる上での課題



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

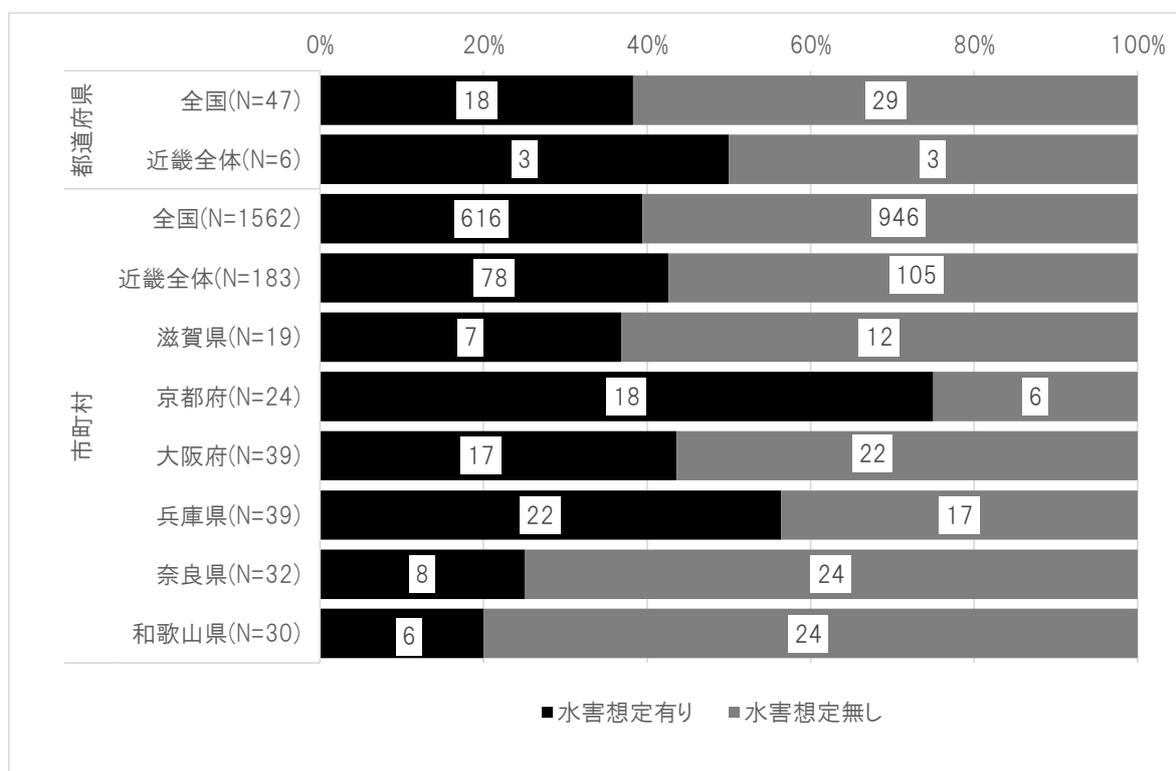
注． 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

④災害廃棄物処理計画における水害（降雨・洪水）の想定の有無

災害廃棄物処理計画を策定済みの団体のなかで、想定している災害の種類が、水害にあたる「降雨」と「洪水」を含んでいる団体を確認した。

全国では都道府県は38%、18団体、市町村は40%、616団体、近畿全体では都道府県は50%、3団体、市町村は43%、78団体が水害を想定した計画を策定している。

図表 2-6 災害廃棄物処理計画における水害（降雨・洪水）の想定の有無



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

2.2.2 災害時相互協定

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、災害時相互応援協定に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果は令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 全国に比べて近畿全体の自治体間の協定締結割合は高いが、「協定の締結先の候補が不足」「協定内容の不足」といった課題を認識

災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無は、「協定無し」が全国で24%（令和6年度25%）、近畿全体で17%（令和6年度19%）と近畿が7ポイント低いことから、全国に比べて近畿では協定の締結割合が高い。「自治体間の協定あり」は、近畿全体が79%（令和6年度55%）と、全国72%（令和6年度60%）と比べて7ポイント高かった。特に滋賀県（86%）は令和6年度（36%）と比べて50ポイント増加しており、協定締結の取組が進められていることが伺える。

一方、近畿全体の約6割が協定の締結の課題を認識しており、令和6年度と同様に「協定の締結先の候補が不足」近畿全体36%（令和6年度35%）、「協定内容の不足」近畿全体28%（令和6年度26%）を課題として挙げている。

イ) 災害廃棄物処理計画に協定を記載している団体は全国より5ポイント低い

自治体間や民間事業者間で協定のある団体のうち、協定を公開し、災害廃棄物処理計画に記載している団体は全国の54%に対して、近畿全体は49%と5ポイント低い結果となった。

ウ) 近畿全体の「廃棄物の収集運搬」に関する協定に対する取組は全国よりも進んでいるが、「損壊家屋等の撤去」といった建設事業者との協定は全国に比べて遅れており、令和6年度から進展していない

「民間事業者間の協定あり」の団体の締結先は、「一般廃棄物処理事業者」（全国61%、近畿全体71%）が最も多く、次いで「産業廃棄物処理事業者」（全国56%、近畿全体54%）であった。「建設事業者」との協定は、全国の34%に対し近畿全体では23%と全国に比べて11ポイント低かった。

近畿全体の協定の締結内容は「廃棄物の収集運搬」が最も多く60%で全国53%に比べて7ポイント高いが、「損壊家屋等の撤去」は、全国19%に比べて、近畿全体11%は8ポイント低かった。

また、委託している民間事業者と災害時の廃棄物処理の事前取り決めをしている割合は、「収集運搬」が全国で47%、近畿全体で51%となっている。

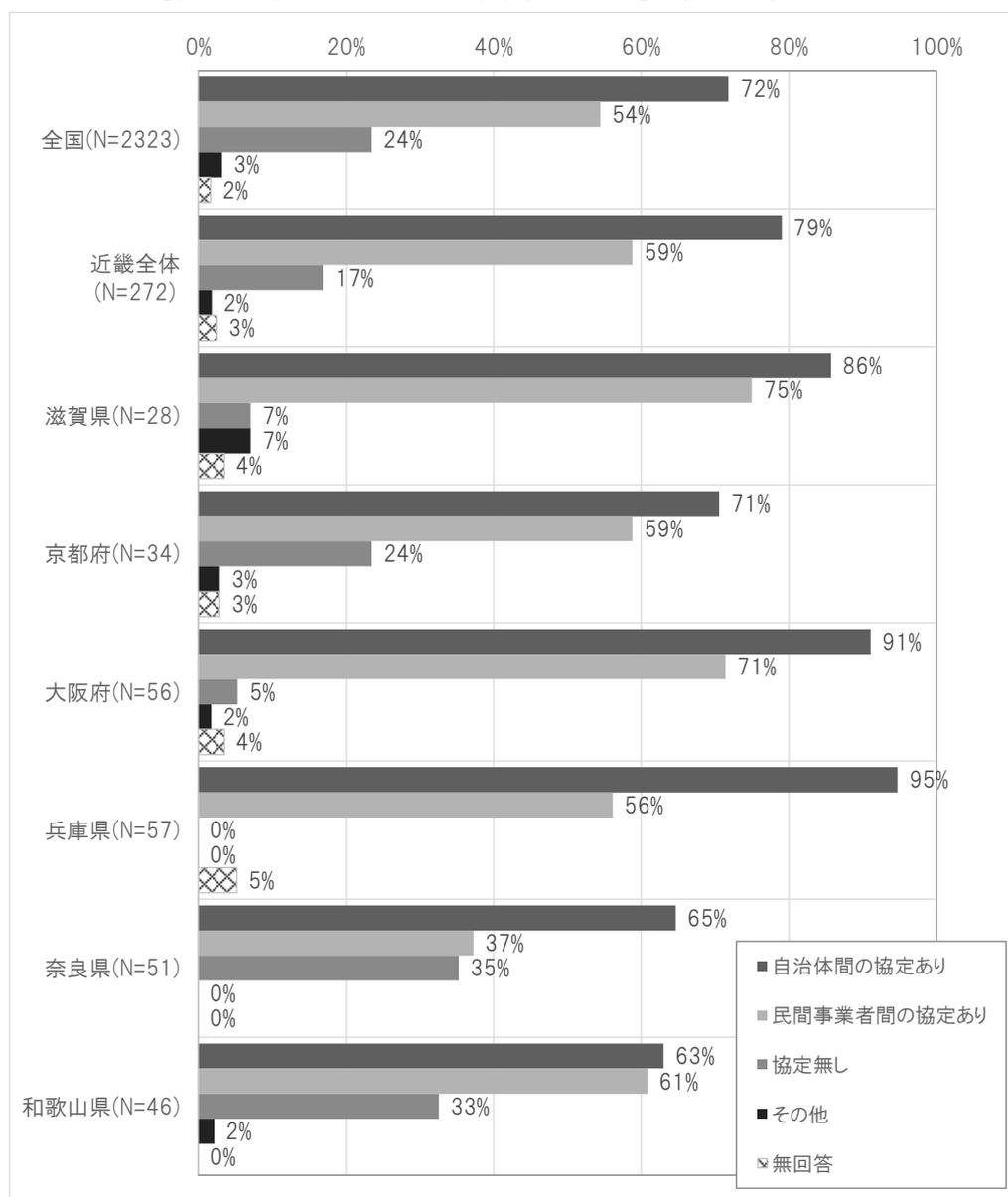
(2) 調査結果

①災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無

災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無について、「協定無し」が全国では24%（令和6年度25%）、近畿全体では17%（令和6年度19%）で、全国に比べて近畿全体が7ポイント低い。

「自治体間の協定あり」は近畿全体が79%で、全国72%と比べて7ポイント高かった。県別にみると、兵庫県の95%、大阪府91%は全国平均よりも約20ポイント高いが、奈良県65%、和歌山県63%は全国平均よりも7～9ポイント低い。

図表 2-7 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の有無
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

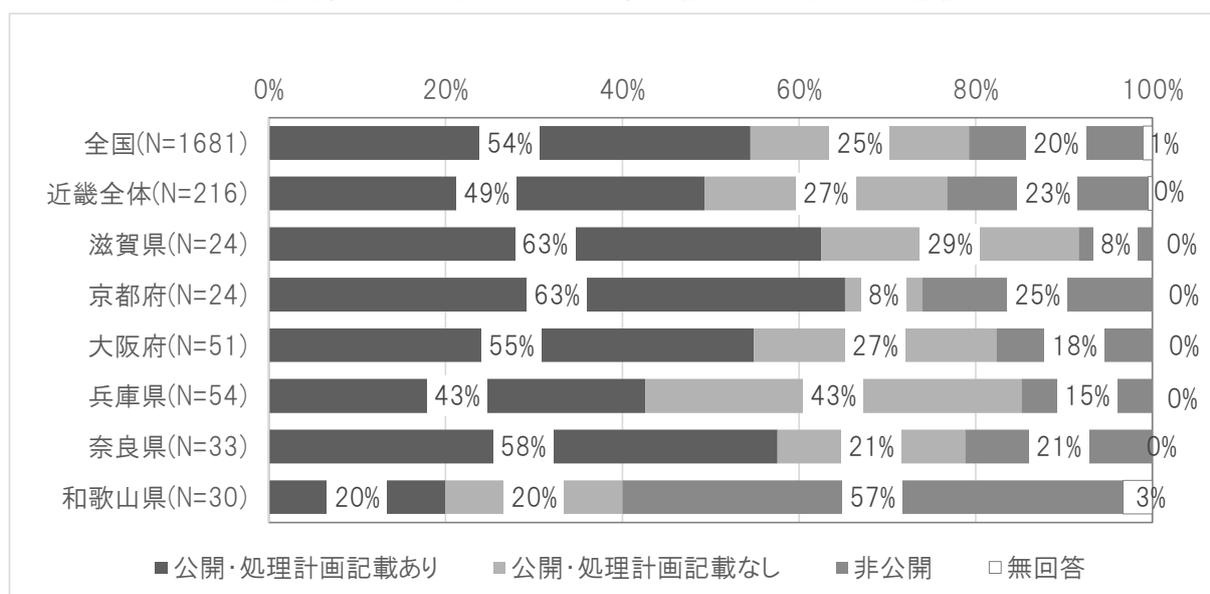
注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②協定の公開可否

「自治体間の協定あり」、「民間事業者間の協定あり」と回答した自治体を対象として、協定の公開可否について確認した。

「非公開」は全国が20%、近畿全体は23%であり、「公開」は全国が79%、近畿全体は76%であった。「公開・処理計画記載あり」は全国の54%に対して、近畿全体は5ポイント低い49%であった。

図表 2-8 協定の公開可否
【都道府県・市町村・一部事務組合等】
 (自治体間の協定あり、民間事業者間の協定ありに回答)



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

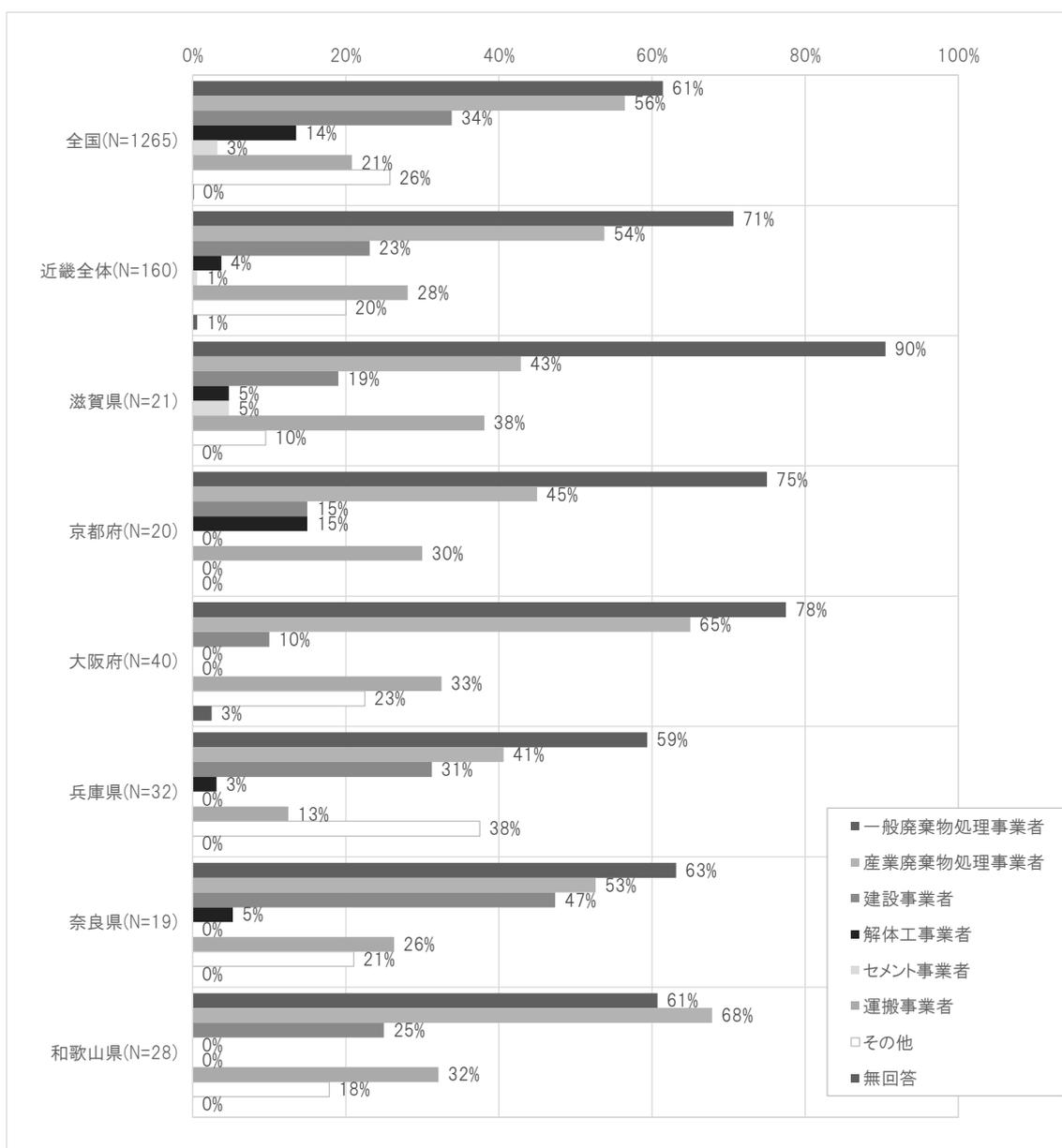
注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

③民間事業者の業種

「民間事業者間の協定あり」と回答した自治体等を対象として、民間事業者の業種を確認した。「一般廃棄物処理事業者」が全国で61%、近畿全体では71%と回答が多く、次いで「産業廃棄物処理事業者」が全国56%、近畿全体54%と多かった。なお、「建設事業者」との協定は、全国では34%を占めるのに対し、近畿全体では23%と11ポイント低い結果となった。

図表 2-9 民間事業者の業種
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（民間事業者間の協定ありに回答）



注. 近畿全体・・・近畿 2 府 4 県

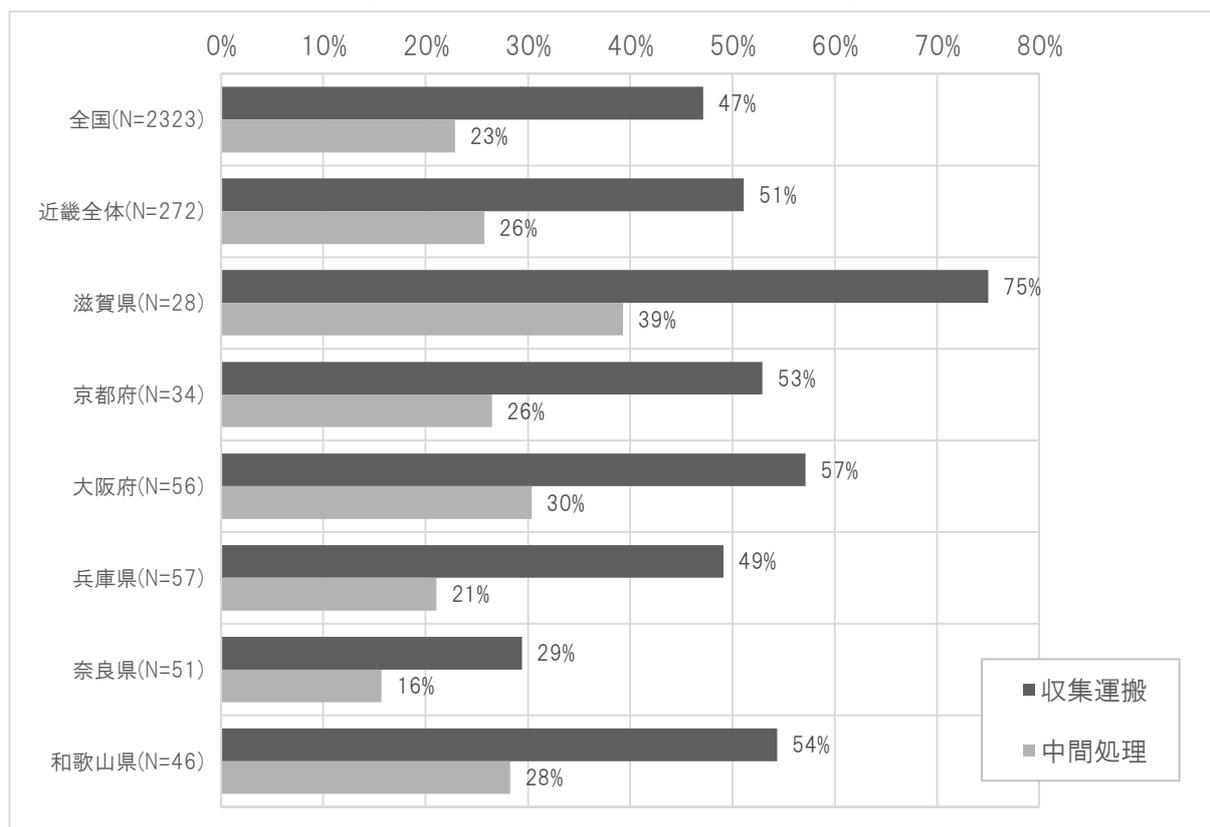
注. 令和 8 年 1 月 9 日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

④災害時の廃棄物処理の事前取り決め

委託している民間事業者との災害時の廃棄物処理の事前取り決めについて、「収集運搬」に関して取り決めている団体は全国で47%、近畿全体で51%であり、「中間処理」は、全国は23%、近畿全体は26%と「収集運搬」「中間処理」ともに全国に比して数ポイント高い。

図表 2-10 災害時の廃棄物処理の事前取り決め
【都道府県・市町村・一部事務組合等】



注． 近畿全体・・・近畿2府4県

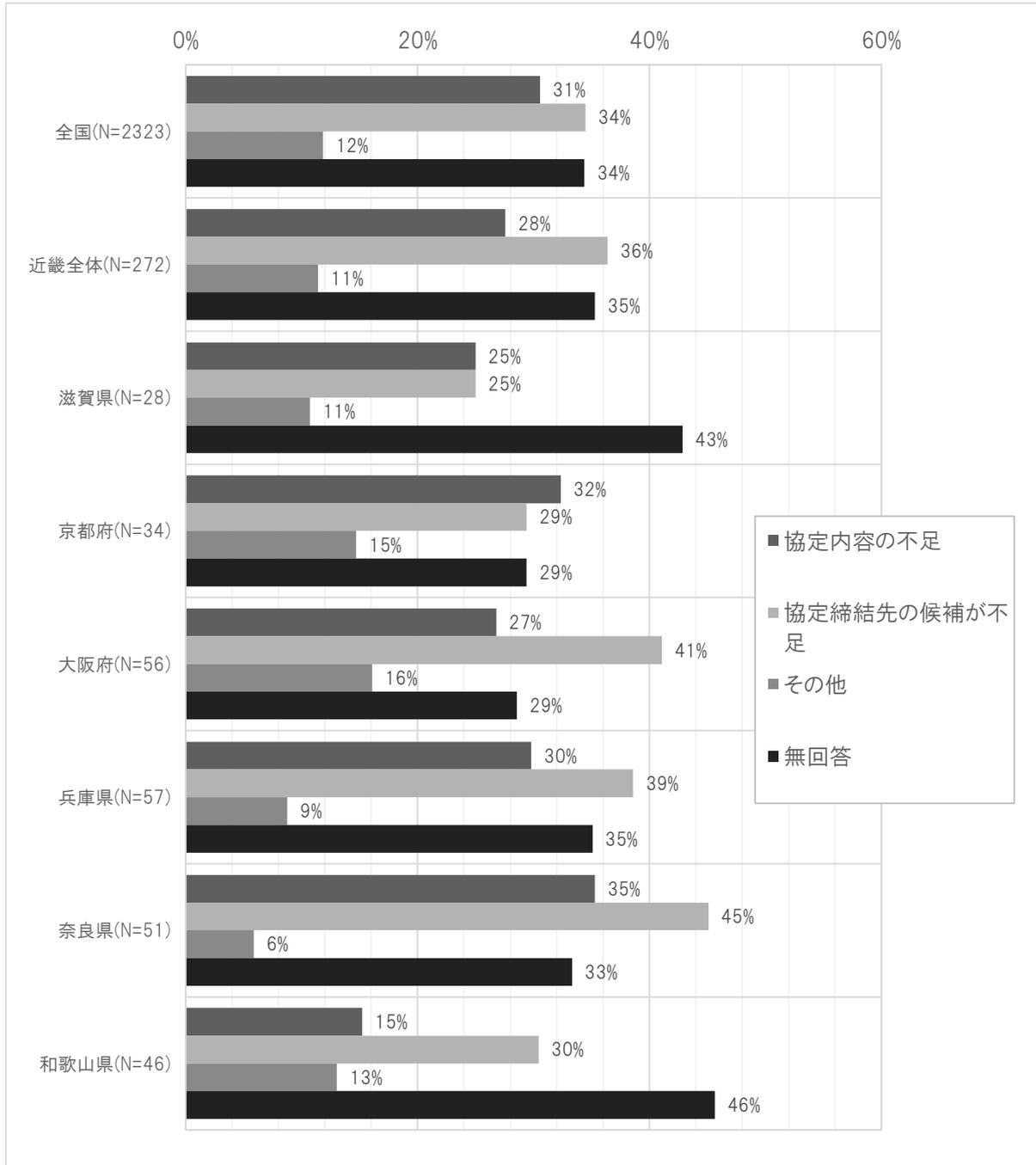
注． 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注． 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

⑤協定の締結における課題

協定の締結における課題は、全国、近畿全体とも約6割の団体から回答があった。全国、近畿全体とも、約3割の団体が「協定締結先の候補が不足」（全国34%、近畿全体36%）、「協定内容の不足」（全国31%、近畿全体28%）が課題であると指摘している。

図表 2-11 協定の締結における課題
【都道府県・市町村・一部事務組合等】



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

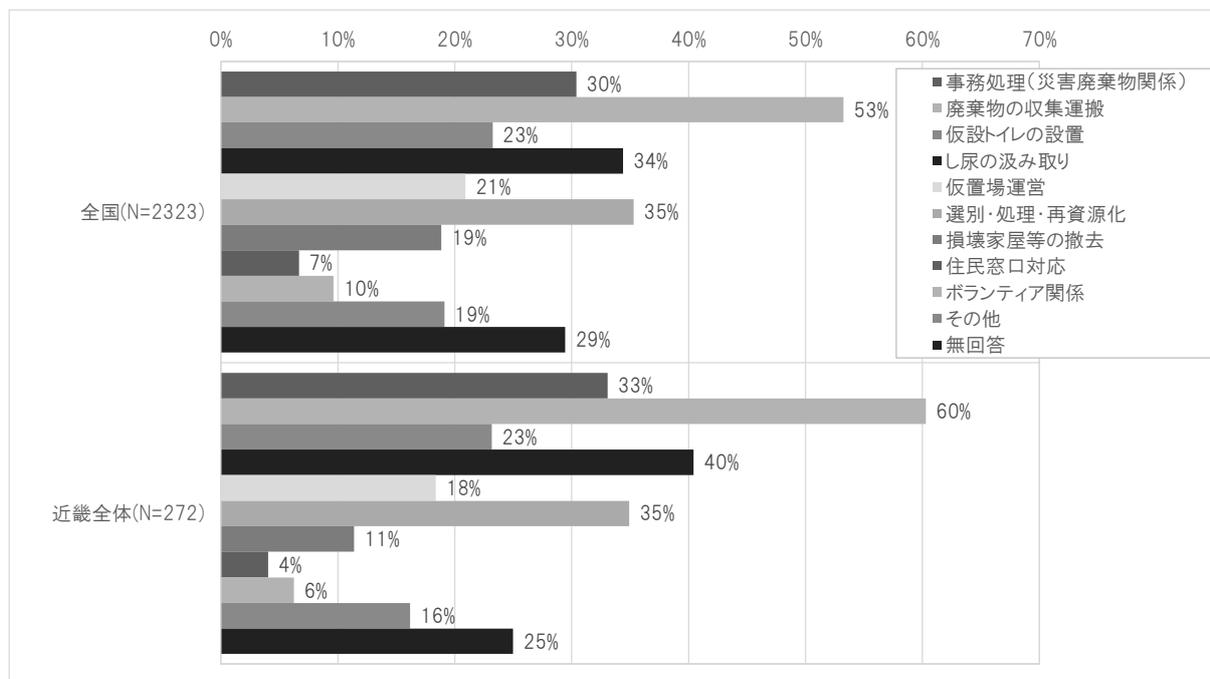
注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

⑥協定の締結内容

協定の締結内容は、全国、近畿全体で約7割の団体から回答があった。

「廃棄物の収集運搬」が最も多く、全国で53%、近畿全体は60%と7ポイント高かった。また「損壊家屋等の撤去」は、全国19%に比べて、近畿全体11%と8ポイント低かった。

図表 2-12 協定の締結内容
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

2.2.3 災害廃棄物処理に関する研修・訓練

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理に係る研修・訓練に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和7年度一般廃棄物処理実態調査」に基づく令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 近畿全体の市町村が災害廃棄物処理に関する研修や訓練を定期的実施する割合は21%で全国より3ポイント低く、2030年度目標値である60%を大きく下回る

近畿全体の府県の災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の定期的な実施の有無をみると、5団体が定期的実施している。

一方、近畿全体の市町村が「定期的実施している」割合は21%、41団体（令和6年度19%、37団体）に留まり、全国の24%、415団体（令和6年度21%、372団体）に比べて3ポイント低い。また、「実施の予定はない」と回答した割合は全国で62%、1,081団体（令和6年度65%、1,125団体）、近畿全体が61%、120団体（令和6年度65%、129団体）であった。研修、訓練の実施予定がない割合が令和6年度に比べて全国で3ポイント、近畿全体で4ポイント減少していることから、平時の取組に対する意識は徐々に高まっていることが伺える。

第5次循環型社会推進基本計画において、災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率の2030年度目標値は、都道府県で100%、市町村で60%が掲げられていることから、引き続き「実施の予定はない」とされている市町村の意識向上に取り組む必要がある。

※第5次循環型社会推進基本計画に基づく災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率
2030年度目標（都道府県：100% 市町村：60%）

イ) 近畿全体の研修や訓練は「講師等による講義」、次いで「図上演習^{*1}」による実施が多く、市町村の研修、訓練に対する意識は高まりつつあり、近隣市町村とのより広域的な取組実施が望まれる

研修や訓練の内容をみると、「図上演習」が全国で50%（令和6年度50%）、近畿全体で44%（令和6年度40%）、「講師等による講義」が全国で47%（令和6年度46%）、近畿全体で53%（令和6年度55%）となっている。

参加者の範囲では、近畿全体は「市町村内環境部局のみ」の割合が44%（令和6年度38%）で、令和6年度より6ポイント増加している。「市町村内の関係する複数の部局」は48%（令和6年度50%）で、全国（21%、令和6年度22%）と比較して27ポイント高いことから、近畿全体では環境部局だけでなく関係する複数部局と連携して研修や訓練が行われている団体が多いと考えられる。

また、近畿全体の「近隣の市町村」は33%（令和6年度31%）であり、全国の39%

(令和6年度39%)よりも6ポイント低く、令和6年度と同様の傾向であった。近畿全体では一部事務組合に処理を委託している市町村が多いことから、発災時に混乱が生じないように、広域的な研修、訓練に取り組む必要がある。

ウ) 教育・訓練の実施の課題は令和6年度と同様に「ノウハウがない」、「職員や時間を確保できない」といった単独の実施が難しい理由が上位

教育・訓練の実施における課題をみると、近畿全体では「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」が68%（令和6年度67%）、「実施にあたる職員や時間を確保できない」が51%（令和6年度50%）と多く、令和6年度と同様に団体単独での実施が難しいことが伺える。

(2) 調査結果

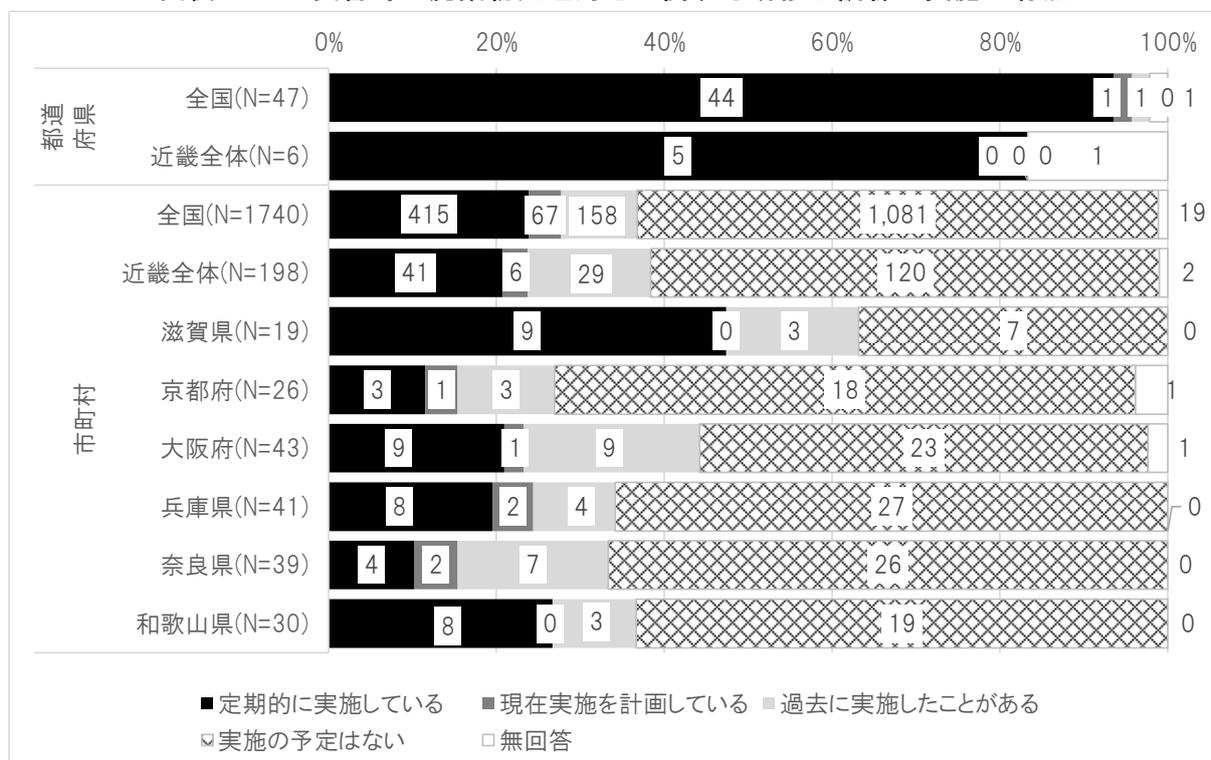
①災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施の有無

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施の有無の設問において、災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施有無を確認した。

都道府県では、全国では「定期的実施している」と回答した都道府県が44団体であった。近畿全体は5団体であった。

市町村では、「定期的実施している」と回答した割合が全国で24%、415団体、近畿全体が21%、41団体であった。「実施の予定はない」と回答した割合は全国で62%、1,081団体、近畿全体が61%、120団体であった。

図表 2-13 災害時の廃棄物処理対応に関する研修や訓練の実施の有無



注. 近畿全体…近畿2府4県

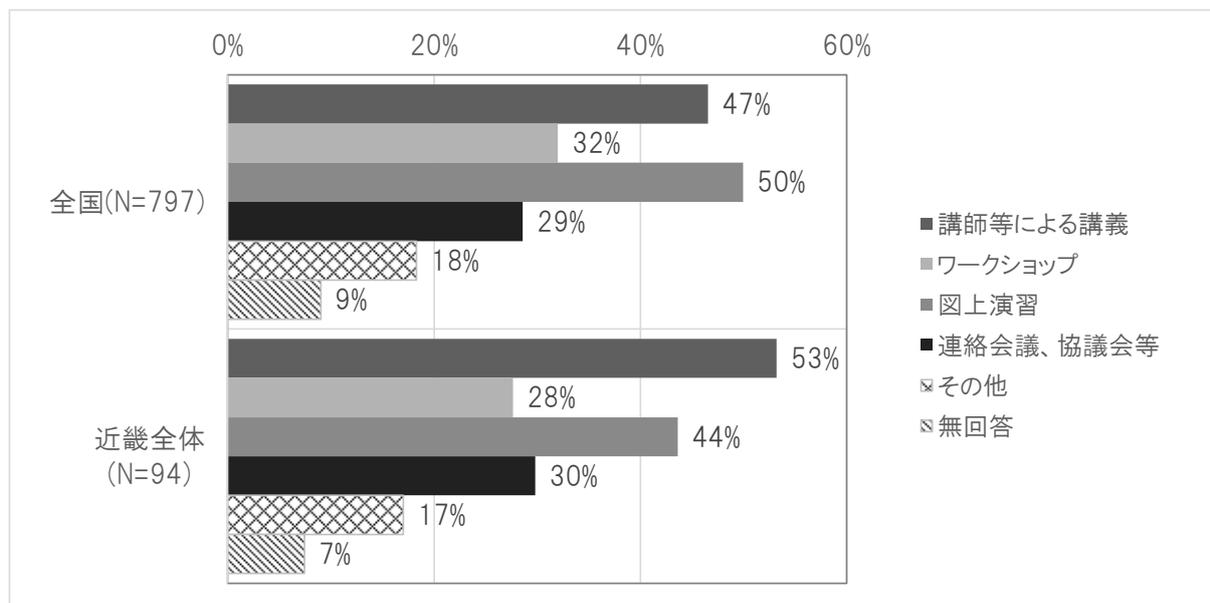
注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

②研修や訓練の実施内容

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について、「定期的を実施している」、「現在実施を計画している」、「過去に実施したことがある」と回答した自治体等を対象として、その実施内容について確認した。

「図上演習」が全国で50%、近畿全体で44%と少なく、「講師等による講義」が全国で47%、近畿全体で53%と多い結果であった。

図表 2-14 研修や訓練の実施内容
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（訓練等の実施実績がある自治体等）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

注．令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

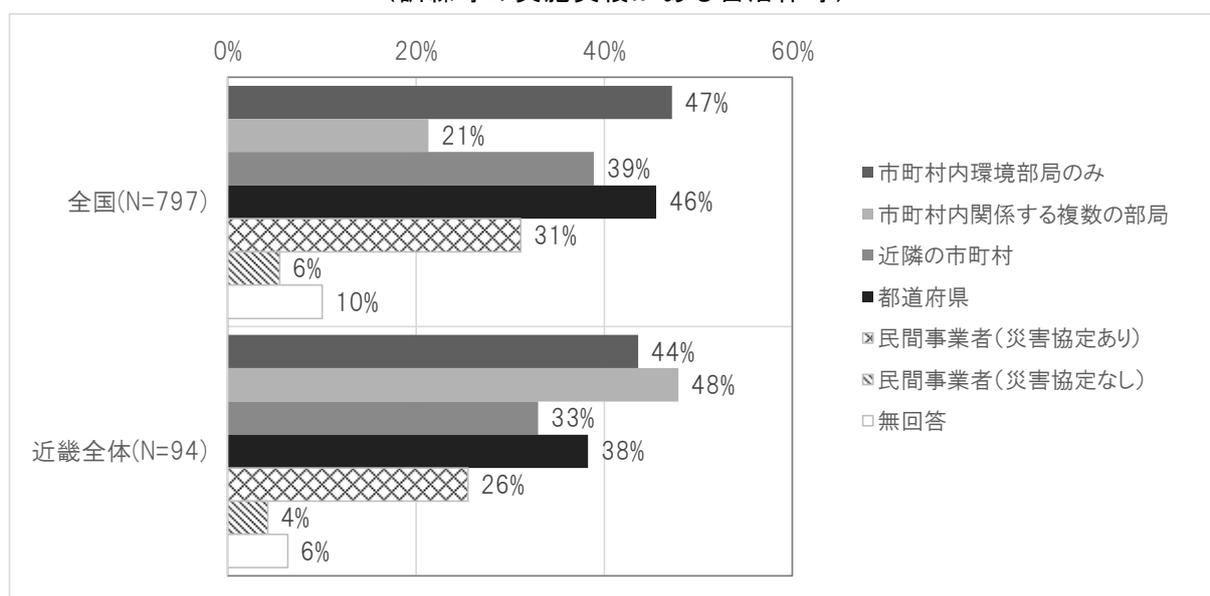
③研修や訓練の参加者の範囲

災害処理技術と教育・訓練プログラムの開発・実施について、「定期的を実施している」、「現在実施を計画している」、「過去に実施したことがある」と回答した自治体等を対象として、参加者の範囲について確認した。

近畿全体は、「市町村内環境部局のみ」の割合が44%で、全国47%に比べて3ポイント低い。一方、「市町村内の関係する複数の部局」は48%で、全国21%、と比較して27ポイント高い。

近畿全体の「近隣の市町村」は33%、全国の39%よりも6ポイント低かった。

図表 2-15 参加者の範囲
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）
（訓練等の実施実績がある自治体等）



注．近畿全体・・・近畿2府4県

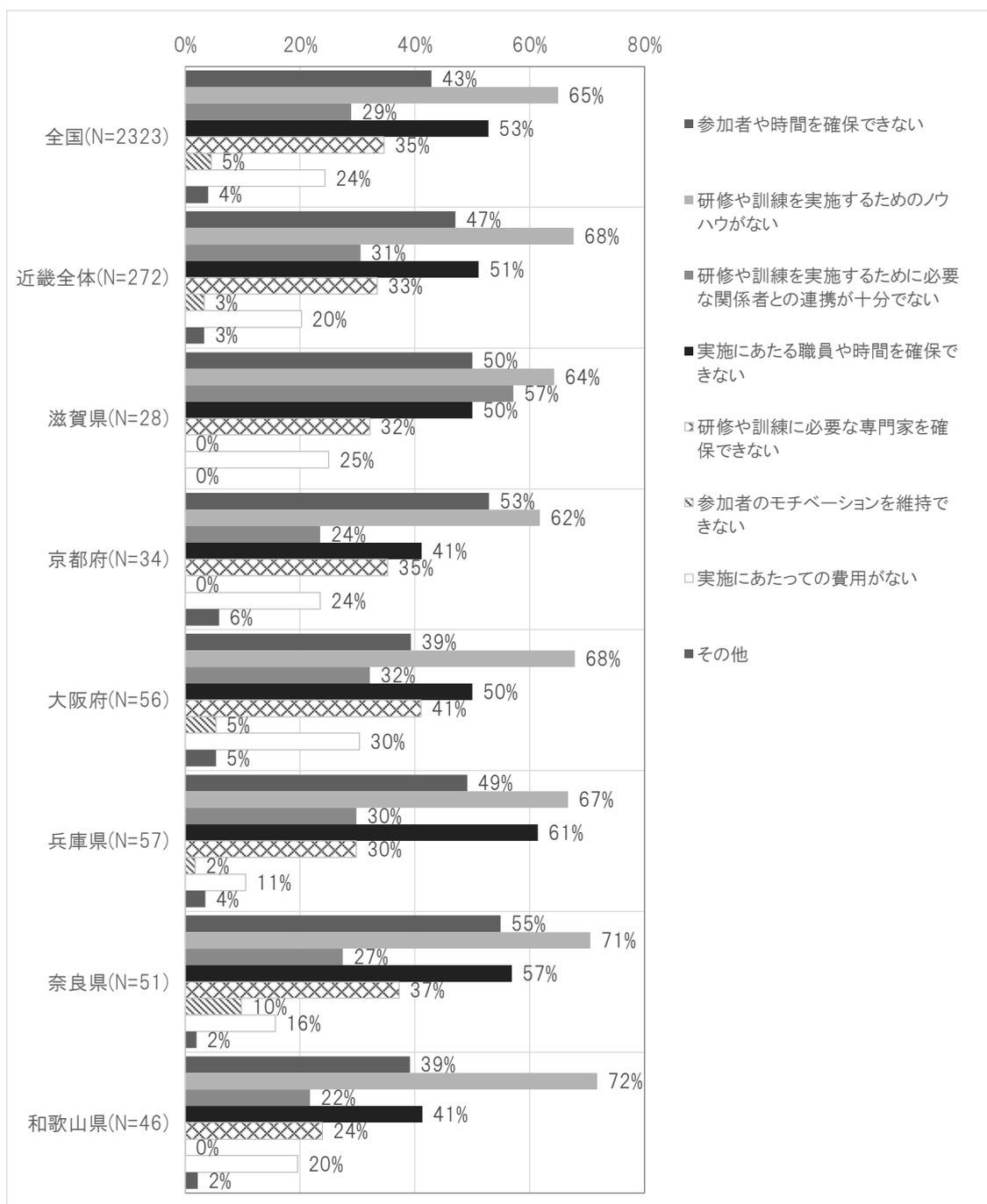
注．令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注．都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

④教育・訓練の実施における課題

教育・訓練の実施における課題は、「研修や訓練を実施するためのノウハウがない」が最も多く、全国の65%、近畿全体の68%が回答している。次いで、「実施にあたる職員や時間を確保できない」が全国で53%、近畿全体が51%で、全国、近畿全体同様の傾向であった。

図表 2-16 教育・訓練の実施における課題
【都道府県・市町村・一部事務組合等】（複数選択）



注. 近畿全体…近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

2.2.4 廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、廃棄物処理施設等の老朽化状況・災害時の自立稼働・自立起動状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。調査対象は焼却施設（熔融施設含む）、粗大ごみ処理施設、資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設、その他の施設（ごみの中間処理施設）、し尿処理施設・汚泥再生処理センター、コミュニティプラント、最終処分場の8種類である。

なお、本結果は令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 耐震化及び老朽化に対する改修は進んでいない

「建築基準法施行令」等の耐震基準等により耐震対策を行っている施設の割合、及び施設稼働から20年を超えても、改修工事をしていない施設の割合は令和6年度からあまり変わっていない。

イ) 停電時に稼働可能な施設の割合はいずれの施設も4割未満と低く、施設機能の見直しはみられない

集計対象の施設が10施設未満の種類を除き、停電時に自立稼働・自立起動、もしくは電力の供給等により稼働可能な施設は、近畿全体で、いずれの種類も4割未満であった。

令和6年度と比べて大きな変化はないが、滋賀県の焼却施設（熔融施設含む）及び京都府の資源化等を行う施設は、対象の施設数は変わらないが停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設数は1～2施設増えており、限られた予算内の中で整備が進められている。

ウ) 災害発生時を想定した薬品や水の備えをしていない施設の割合は半数以上

災害発生に備えた薬品の備蓄割合の多い施設は、近畿全体では焼却施設（熔融施設含む）60%、73施設（令和6年度21%、26施設）、し尿処理施設・汚泥再生処理センター43%、33施設（令和6年度27%、21施設）と令和6年度に比べて増加した。

水を確保している割合は近畿全体では、焼却施設（熔融施設含む）45%、55施設（令和6年度15%、19施設）、粗大ごみ処理施設27%、19施設（令和6年度15%、11施設）、し尿処理施設・汚泥再生処理センター34%、26施設（令和6年度18%、14施設）は、令和6年度に比べてそれぞれ10ポイント以上増加しているものの、施設全体に対する割合が低いことが課題である。

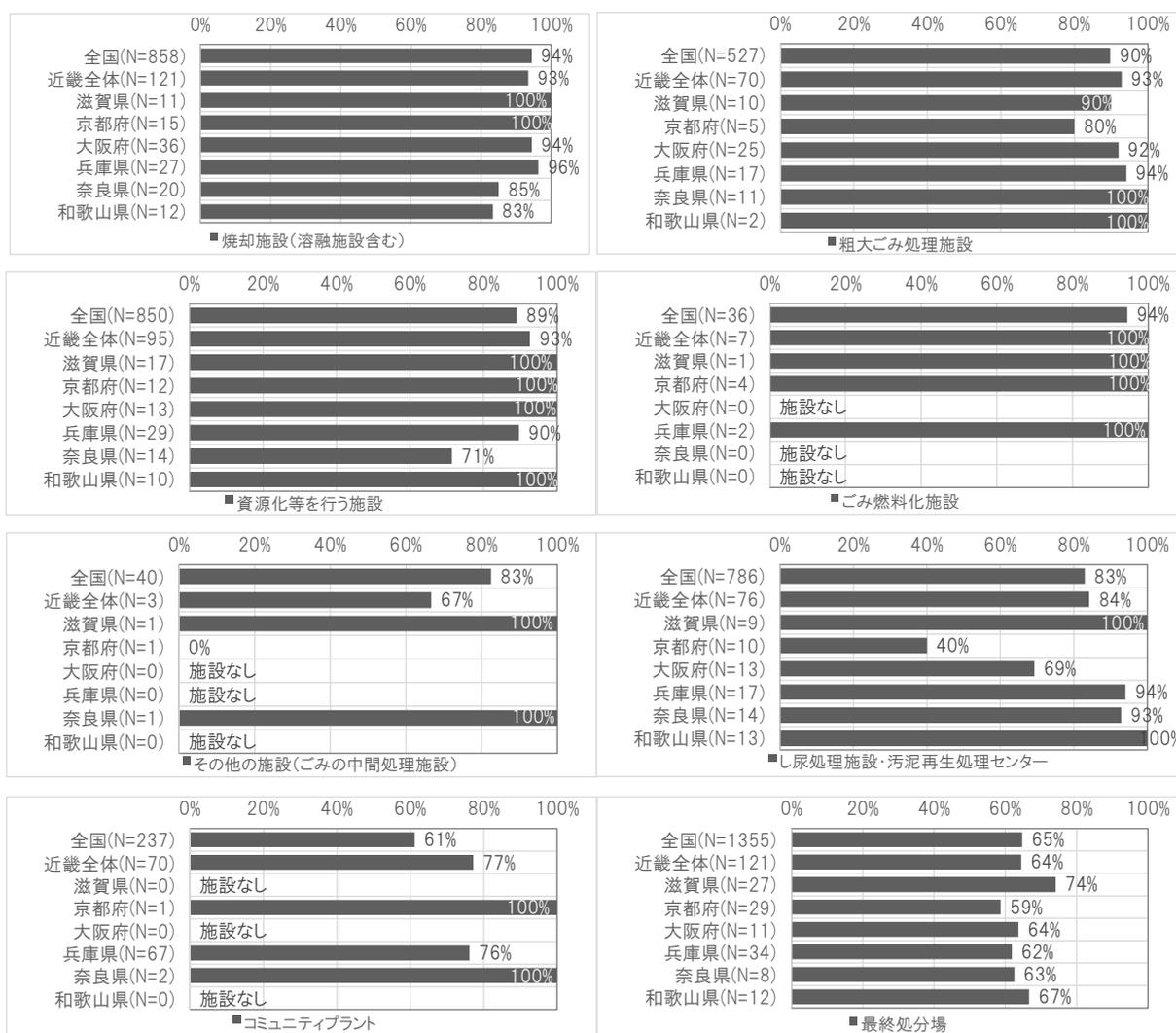
(2) 調査結果

① 基準等による耐震対策を行っている施設

「建築基準法施行令」や「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」、「火力発電所の耐震設計規程」、「建築設備耐震設計・施工指針」、その他の耐震基準等により耐震対策を行っているかどうかを確認した。

全国、近畿全体とも令和6年度に比べて耐震対策の傾向に大きな変化はなかった。なお、和歌山県のし尿処理施設・汚泥再生処理センターは耐震対策をしている施設が100%、13施設となった。

図表 2-17 基準等による耐震対策を行っている施設数



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

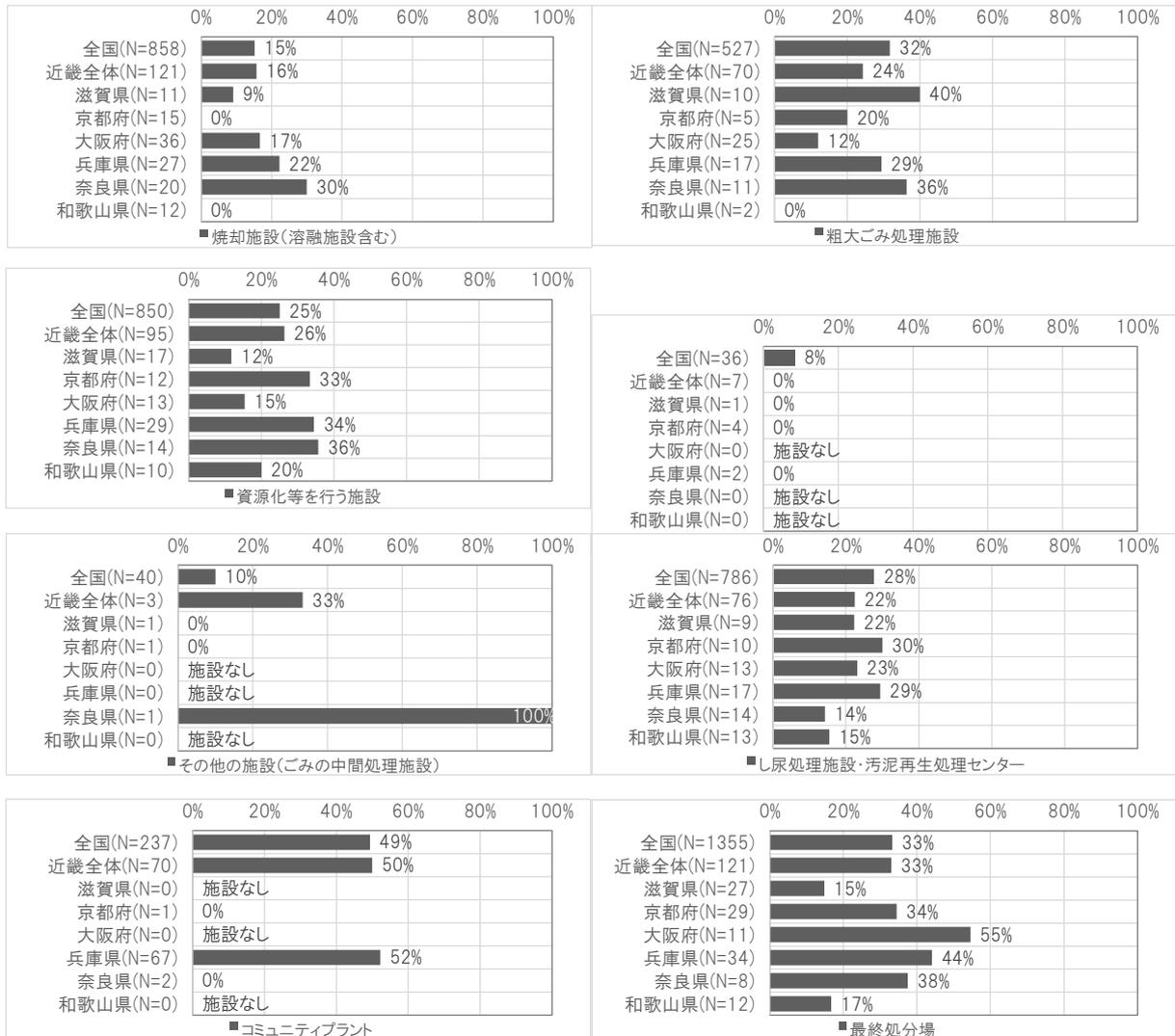
注. 令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

②施設稼働から20年を超え改修工事をしていない施設

施設稼働から20年を超えて、改修工事をしていない施設を確認した。

いずれの施設も令和6年度から傾向に大きな変更はなく、未改修の割合が多い施設は、コミュニティプラント（全国49%、近畿全体50%）であった。

図表 2-18 施設稼働から20年を超え改修工事もしていない施設数



注．近畿全体・・・近畿2府4県

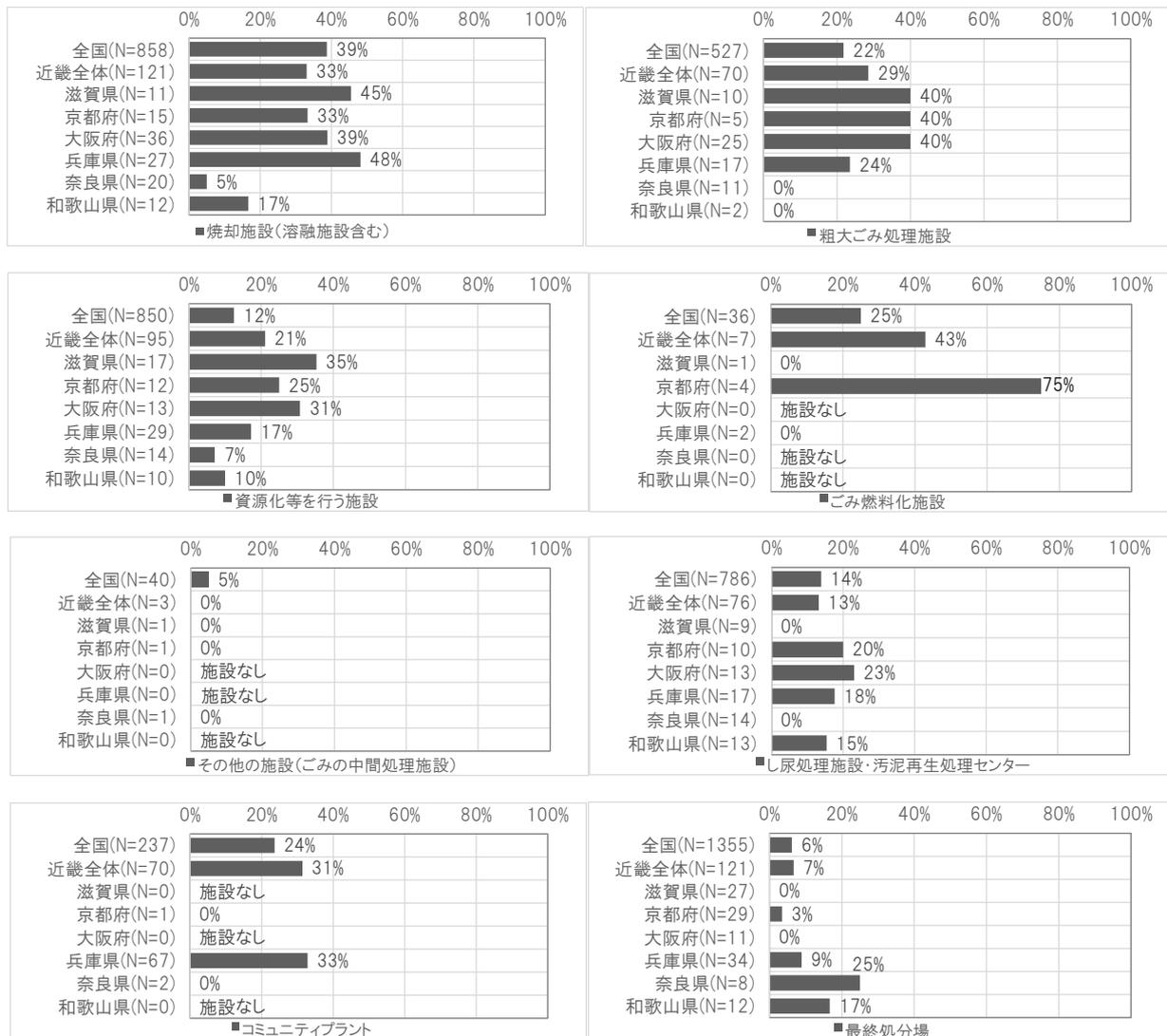
注．令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

③停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設

停電時に自立稼働・自立起動、もしくは電力の供給等により稼働可能な施設を確認した。

集計対象の施設が10施設未満の種類を除き、近畿全体では、令和6年度と同様に停電時に稼働可能な施設は7～43%にとどまっております、近畿全体において、停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設の割合に大きな変化はない。なお、滋賀県の焼却施設（溶融施設含む）及び京都府の資源化等を行う施設は、対象の施設数は変わらないが停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設数は1～2施設増えている。

図表 2-19 停電時に自立稼働・自立起動が可能な施設数



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

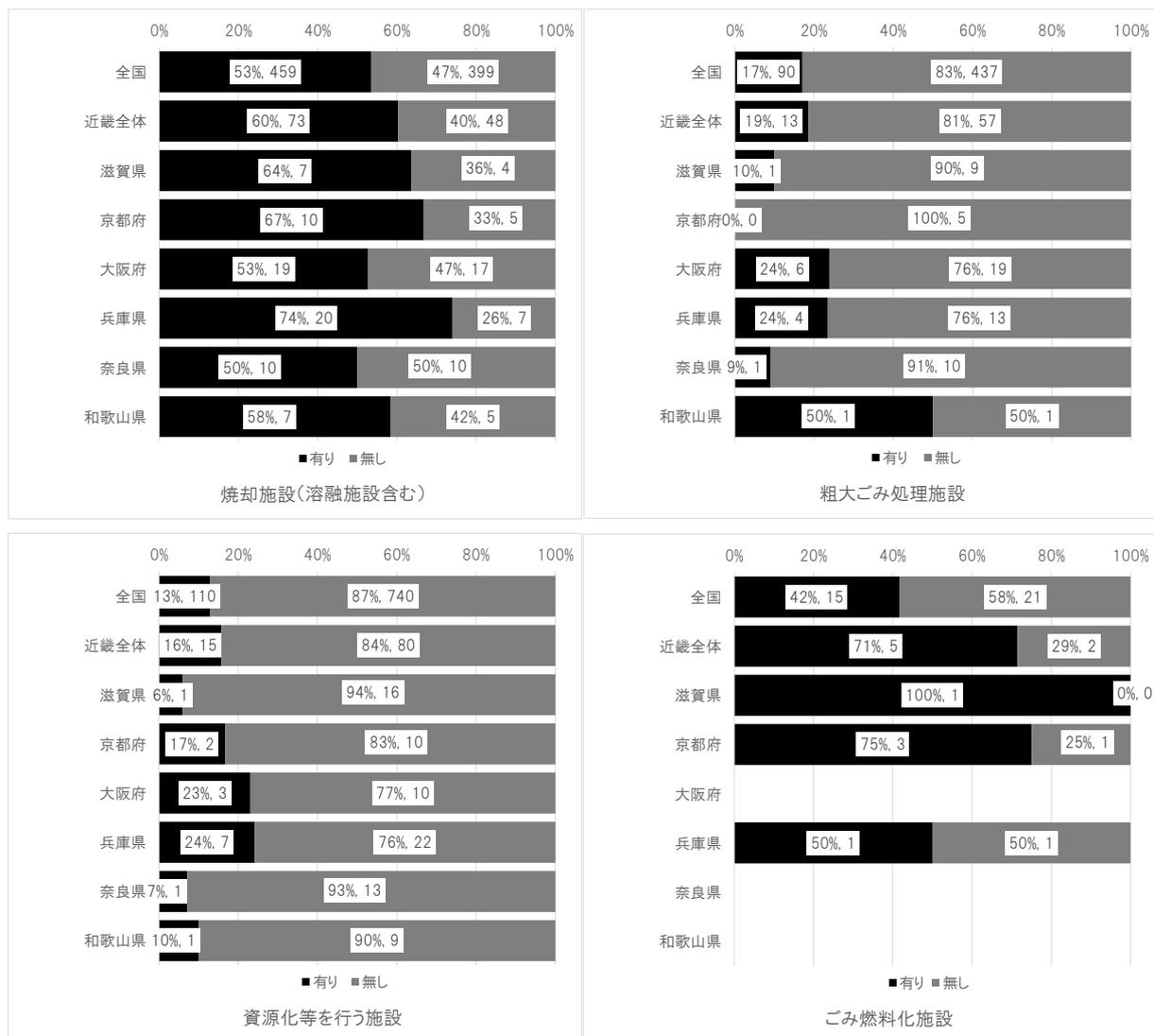
④災害発生に備えた薬品の備蓄

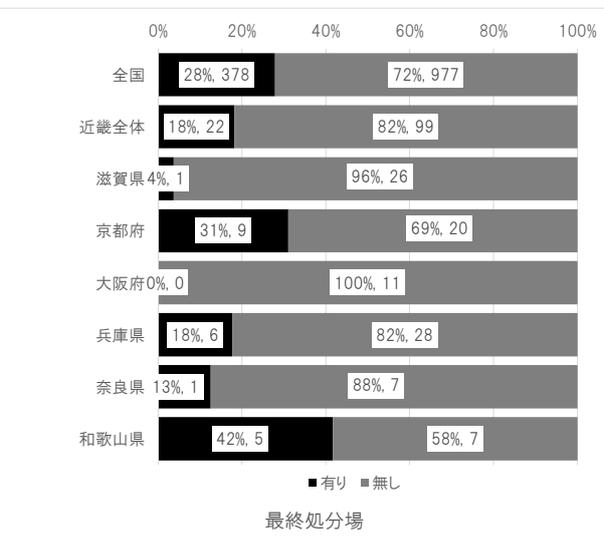
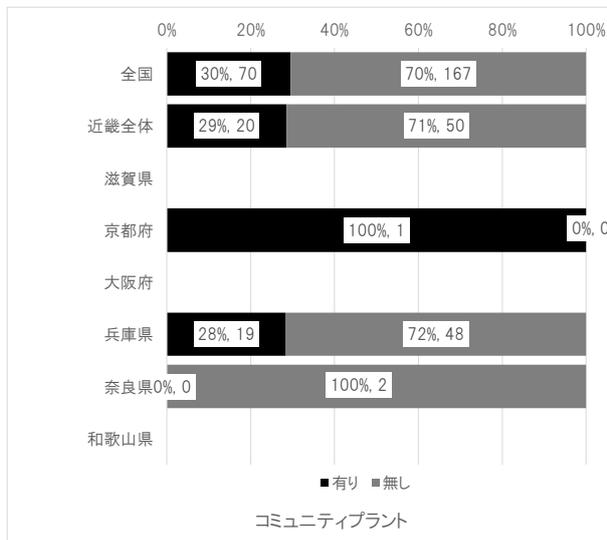
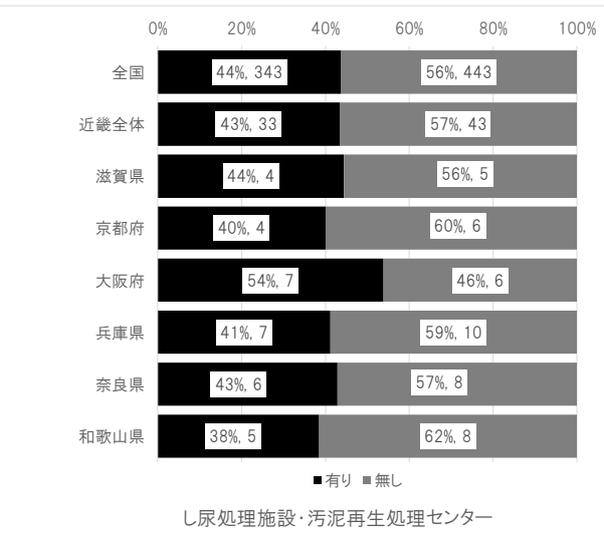
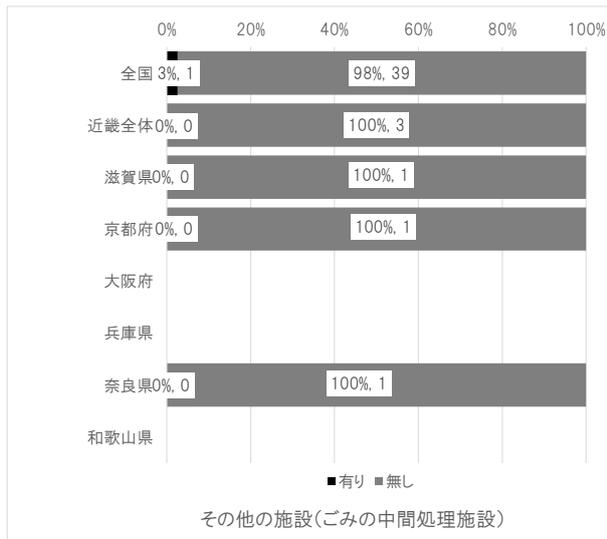
災害発生に備えた薬品の備蓄の有無を確認した。

集計対象の施設が10施設未満の種類を除き、近畿全体では焼却施設（溶融施設含む）60%、73施設が薬品を備蓄している割合が高く、し尿処理施設・汚泥再生処理センター43%、33施設であった。

一方、資源化等を行う施設16%、15施設、最終処分場18%、22施設、粗大ごみ処理施設19%、13施設であった。

図表 2-20 災害発生に備えた薬品の備蓄割合





注. 近畿全体・・・近畿2府4県

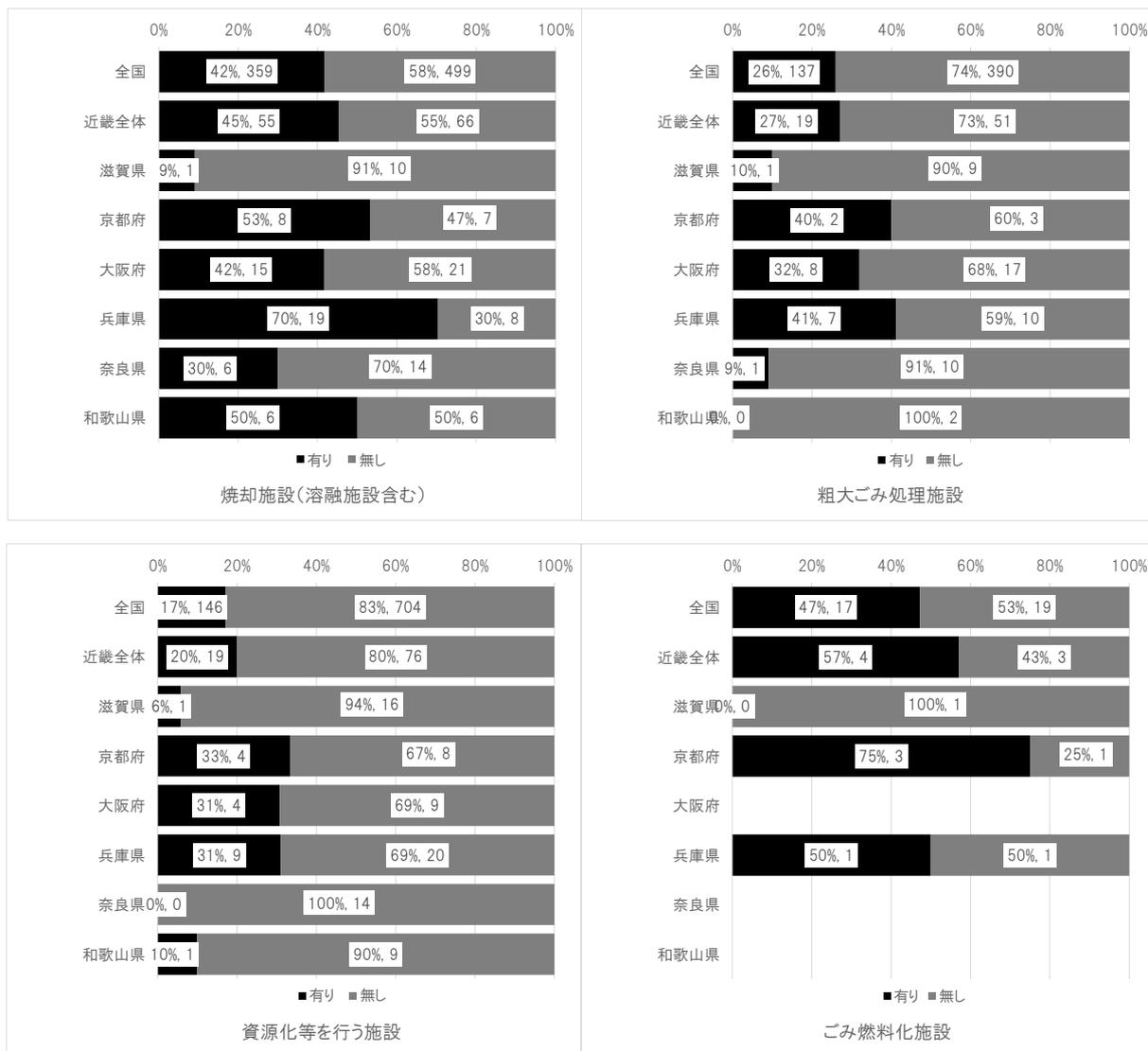
注. 令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

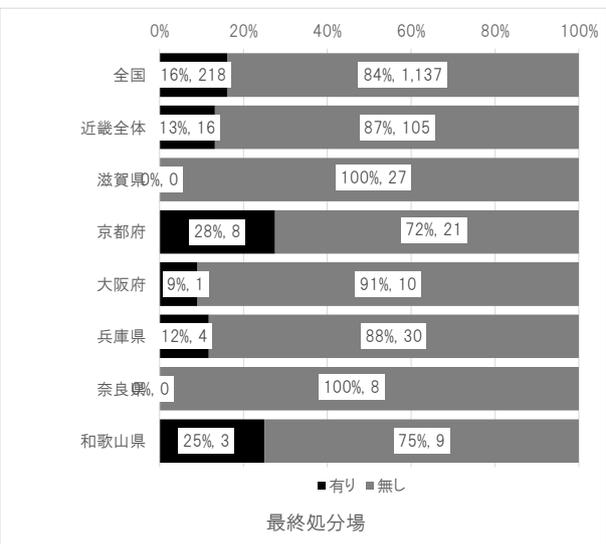
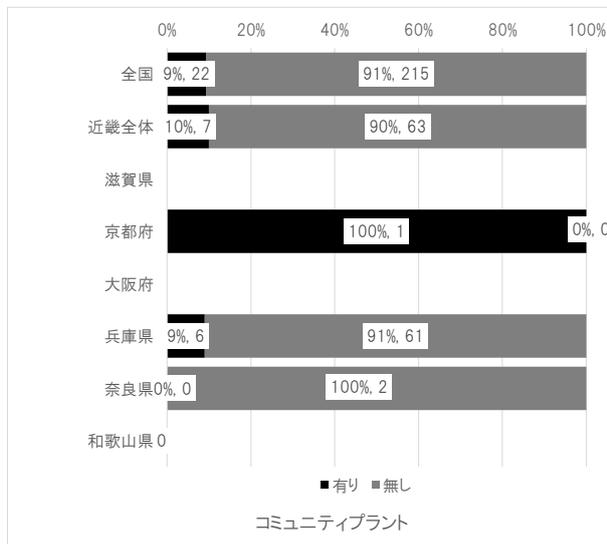
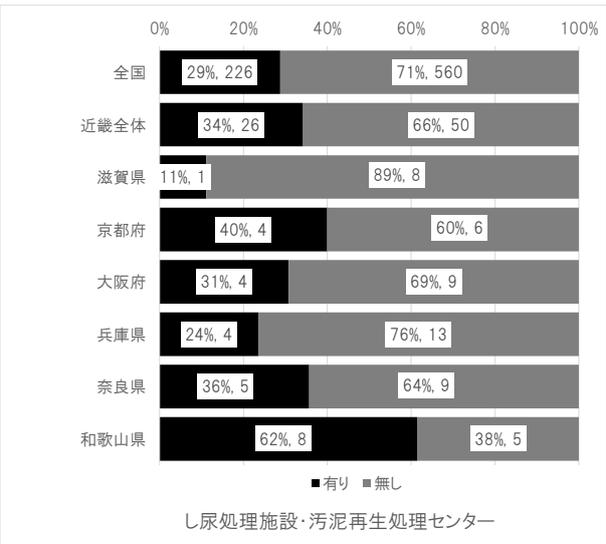
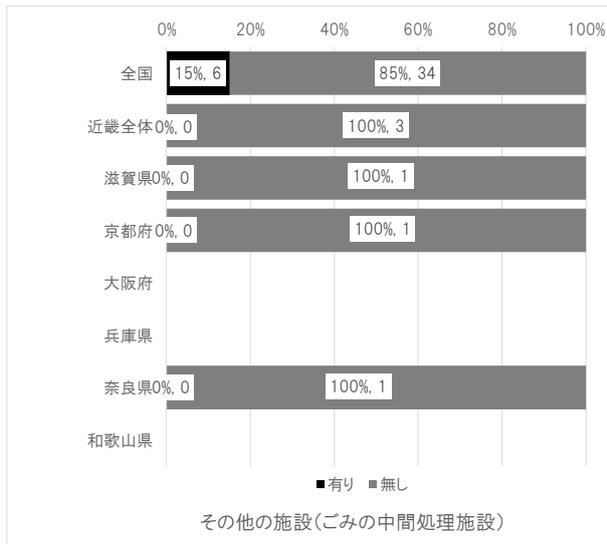
⑤災害発生に備えた水の確保

災害発生に備えた用水の備蓄の有無を確認した。

近畿全体では、集計対象の施設が10施設未満の種類を除き、水を確保している割合は焼却施設（溶融施設含む）45%、55施設、粗大ごみ処理施設27%、19施設、し尿処理施設・汚泥再生処理センター34%、26施設であった。

図表 2-21 災害発生に備えた水の確保割合





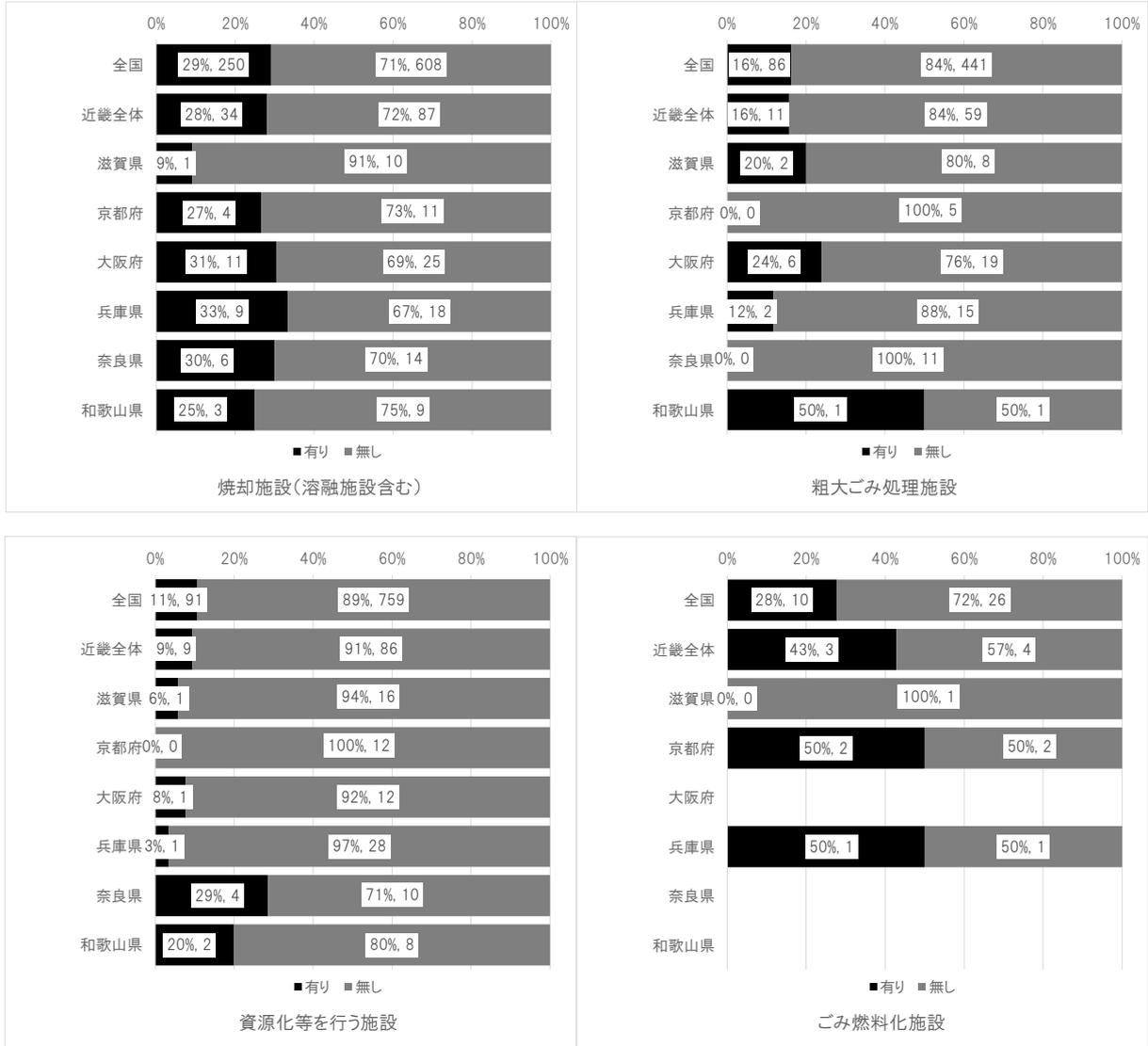
注. 近畿全体・・・近畿2府4県

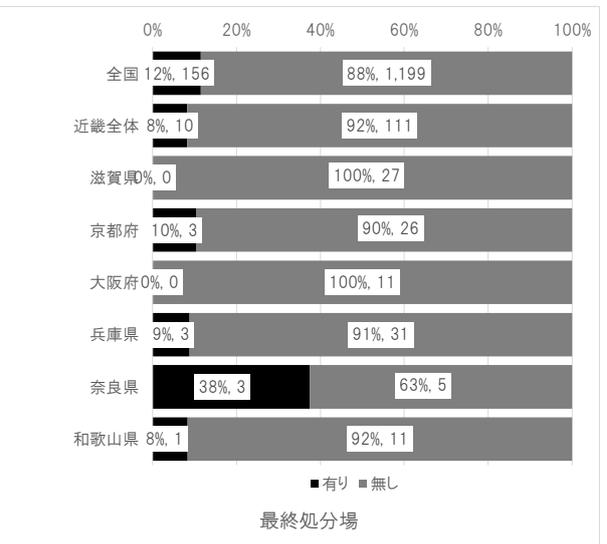
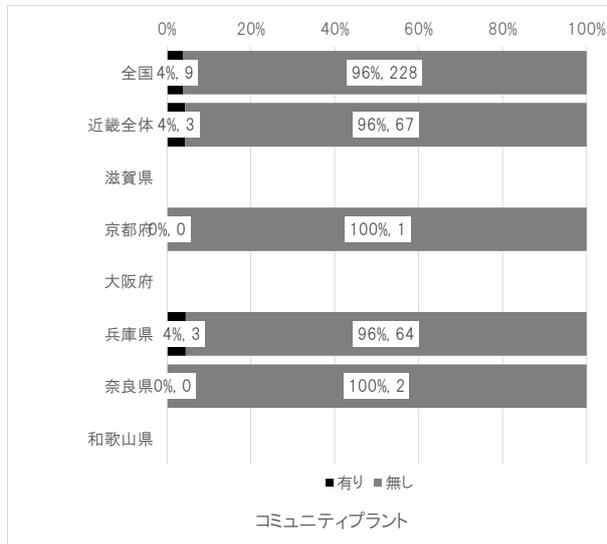
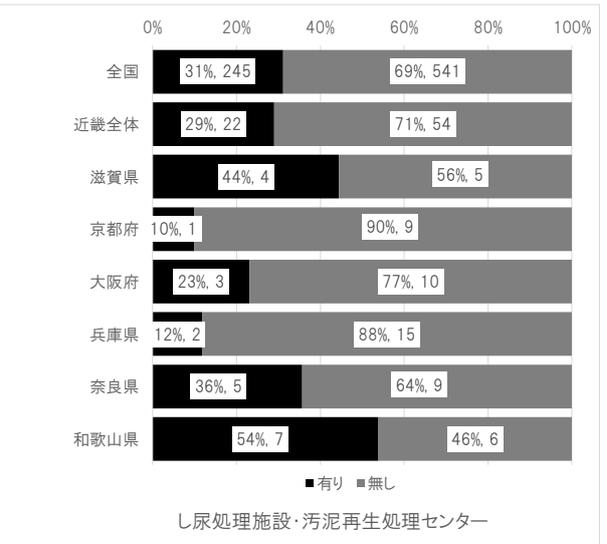
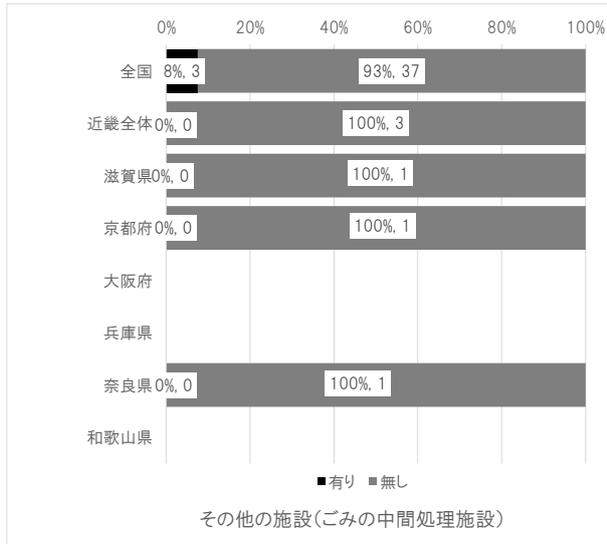
注. 令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

⑥井水関連設備の有無

廃棄物処理施設等に井水関連施設があるかどうかを整理した。
 いずれの施設においても、令和6年度と大きな変化はなかった。

図表 2-22 井水関連設備の有無の割合





注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月13日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

2.2.5 住民・ボランティア等への啓発・広報

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、住民・ボランティア等への啓発・広報の状況に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果は令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 令和6年度と同様に、発災時の住民・ボランティアへの広報内容を検討済としている団体は全国で1～2割と低いが、近畿全体は全国よりもさらに低い

「ごみの排出場所」「分別品目」「仮置場開設場所、時間」「危険物の仮置場への持ち込みについて」の広報内容を「検討済み」とした団体は全国では1割～2割である。近畿全体は、いずれも1～2ポイント程度増加しているものの、すべての項目の「検討済み」の割合が全国に比べて低い。

広報手段の傾向は、全国、近畿全体で違いはなく、「ホームページ」は全国で63.8%（令和6年度61.6%）、近畿全体で62.1%（令和6年度60.6%）と最も多く、次に「防災無線」が全国で51.2%（令和6年度49.6%）、近畿全体で48.9%（令和6年度46%）となっている。

イ) 平時から住民・ボランティアへ啓発する団体数はかわらず、啓発方法として「パンフレット」や「ごみの出し方マニュアル」を利用する団体が多い

平時からの住民・ボランティアへの啓発状況をみると、「未検討」の市町村が全国で1,220団体（令和6年度1,219団体）、近畿全体の市町村が134団体（令和6年度136団体）といずれも最も多く、近畿全体の「実施している」市町村団体は22団体（令和6年度22団体）で、令和6年度と比べてかわらないことから、啓発の取組みを推進する必要がある。

啓発方法は、「パンフレットの作成」が全国40.6%（令和6年度35.1%）、近畿全体50.0%（令和6年度45.8%）と最も多く、次いで「ごみの出し方マニュアルの策定」全国25.9%（令和6年度26.0%）、近畿全体33.3%（令和6年度33.3%）が多い。

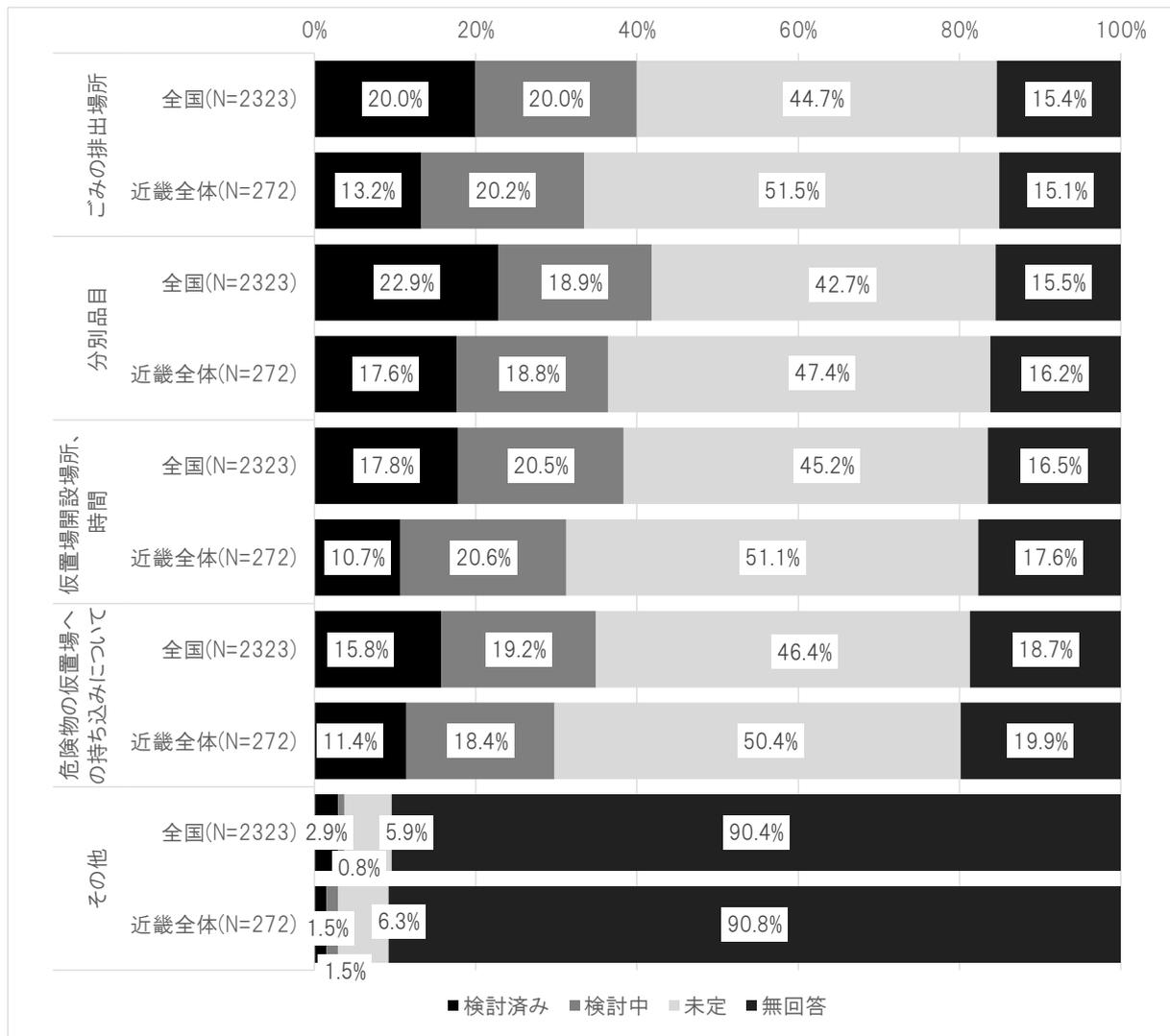
(2) 調査結果

①発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況について

発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況を項目別に確認した。

全国はいずれの項目についても1~2割であった。近畿全体は、「分別品目」が17.6%、「ごみの排出場所」が13.2%、「仮置場開設場所、時間」が10.7%、「危険物の仮置場への持ち込みについて」が11.4%となっており、いずれの項目についても、全国に比べて「検討済み」の割合が低い傾向にある。

図表 2-23 発災時における住民・ボランティアへの広報内容の検討状況について



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

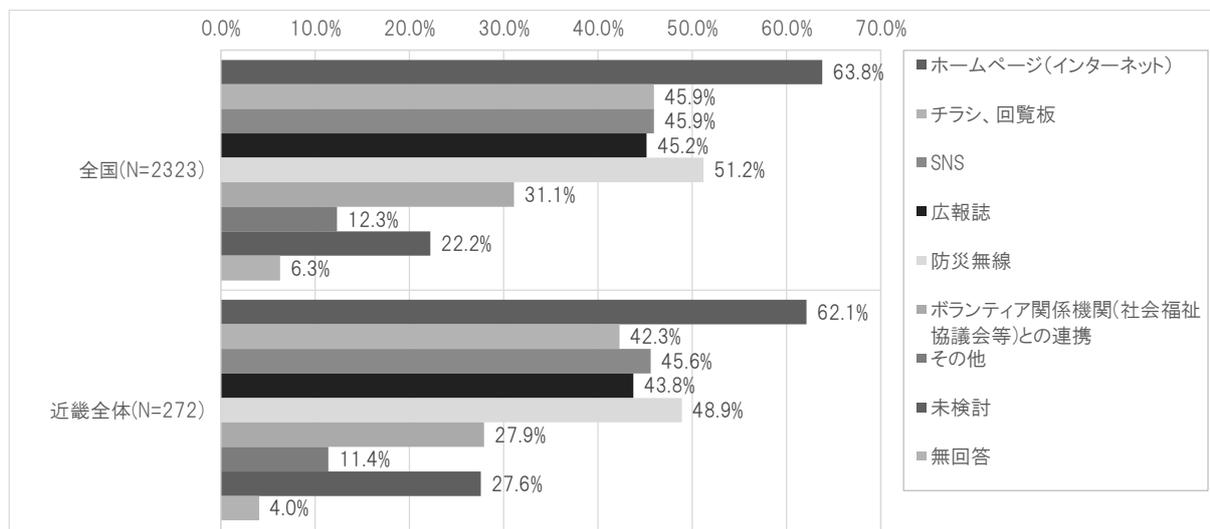
注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

②発災時における住民・ボランティアへの広報手段について

発災時における住民・ボランティアへの広報手段を確認した。

全国、近畿全体とも広報手段の傾向に違いはなく、全国の63.8%、近畿全体の62.1%が「ホームページ」と回答している。次いで「防災無線」「SNS」「チラシ、回覧板」「広報誌」が4～5割であった。

図表 2-24 発災時における住民・ボランティアへの広報手段について



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

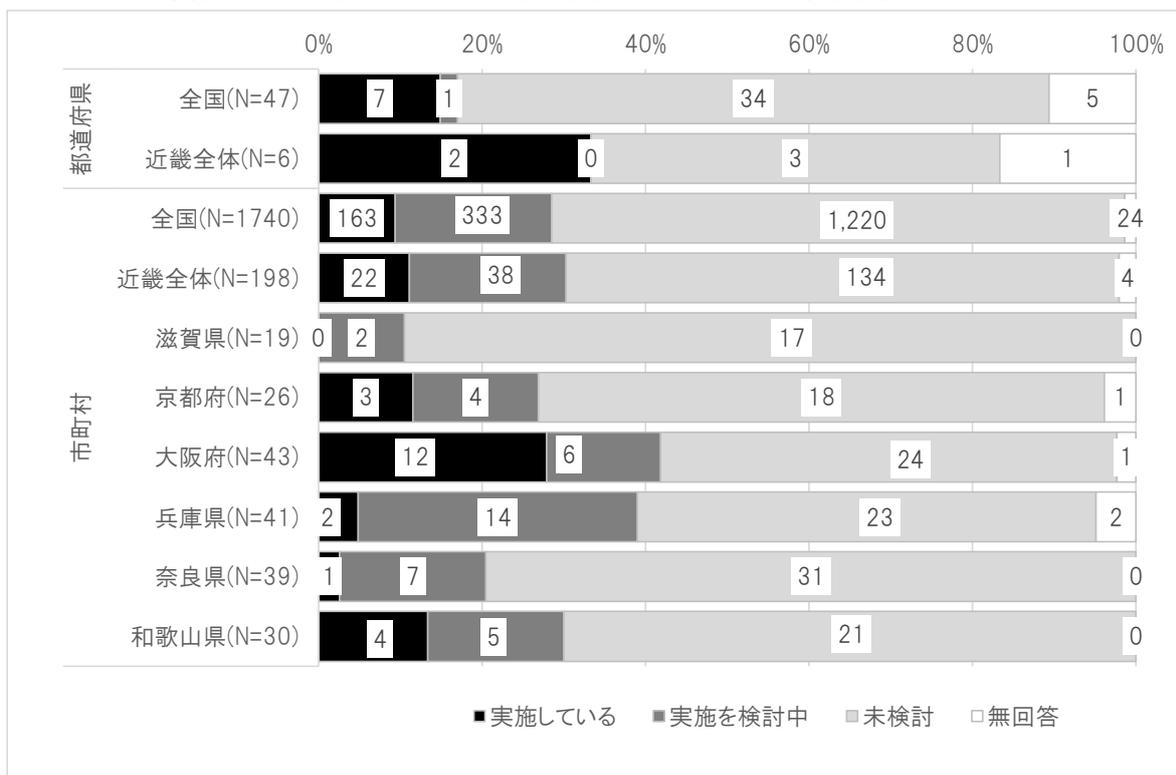
注. 都道府県、市町村、一部事務組合等のすべてを集計対象として集計

③平時からの住民・ボランティアへの啓発状況について

平時からの住民・ボランティアへの啓発状況を確認した。

全国の市町村では「未検討」が1,220団体、近畿全体でも「未検討」の市町村が134団体と最も多い。市町村で、平時からの住民・ボランティアへ啓発を「実施している」は全国で163団体、近畿全体22団体で、近畿全体は令和6年度から変わらない。

図表 2-25 平時からの住民・ボランティアへの啓発状況について



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

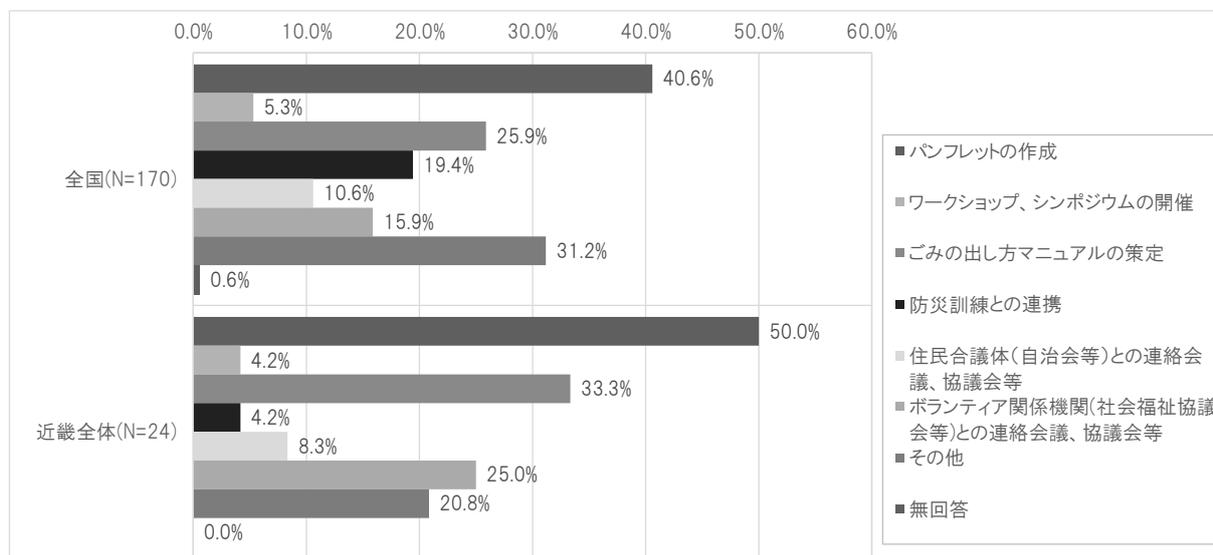
注. 都道府県、市町村を集計対象として集計

④ 平時から実施している住民・ボランティアへの啓発方法について

平時から実施している住民・ボランティアへの啓発方法を確認した。

「パンフレットの作成」が全国40.6%、近畿全体50.0%とともに最も多く、次いで「ごみの出し方マニュアルの策定」全国25.9%、近畿全体33.3%が多い。

図表 2-26 平時から実施している住民・ボランティアへの啓発内容について



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村を集計対象として集計

2.2.6 社会福祉協議会との平時からの連絡体制

環境省本省が実施した令和7年度一般廃棄物処理実態調査において、災害廃棄物処理対策に関する体制や災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制に関する設問があり、ここでは、同調査結果のうち、近畿ブロックの結果について、全国の結果と比較整理した。なお、本結果はあくまで「令和7年度一般廃棄物処理実態調査」に基づく令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある。

(1) 調査結果概要

ア) 社会福祉協議会と連絡担当者を共有している割合は、令和5年度[※]と同様に低い

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時から連絡担当者の共有状況をみると、「共有無し」が全国で1,430団体（令和5年度1,432団体）、近畿全体で164団体（令和5年度165団体）であった。令和5年度と同様に、全国、近畿全体とも社会福祉協議会と連絡担当者が共有されていない。

イ) 社会福祉協議会と災害廃棄物の分別・排出方法を共有している割合は連絡担当者の共有割合より低く、令和5年度と変わらない

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの災害廃棄物の分別・排出方法の共有状況は、「共有無し」が全国で1,577団体（令和5年度1,579団体）、近畿全体では179団体（令和5年度185団体）と令和5年度から微減となっており、全国、近畿全体とも共有されていない傾向は変わらない。

※ 本項目は令和6年度の調査項目になく、令和5年度の調査結果と比較した。

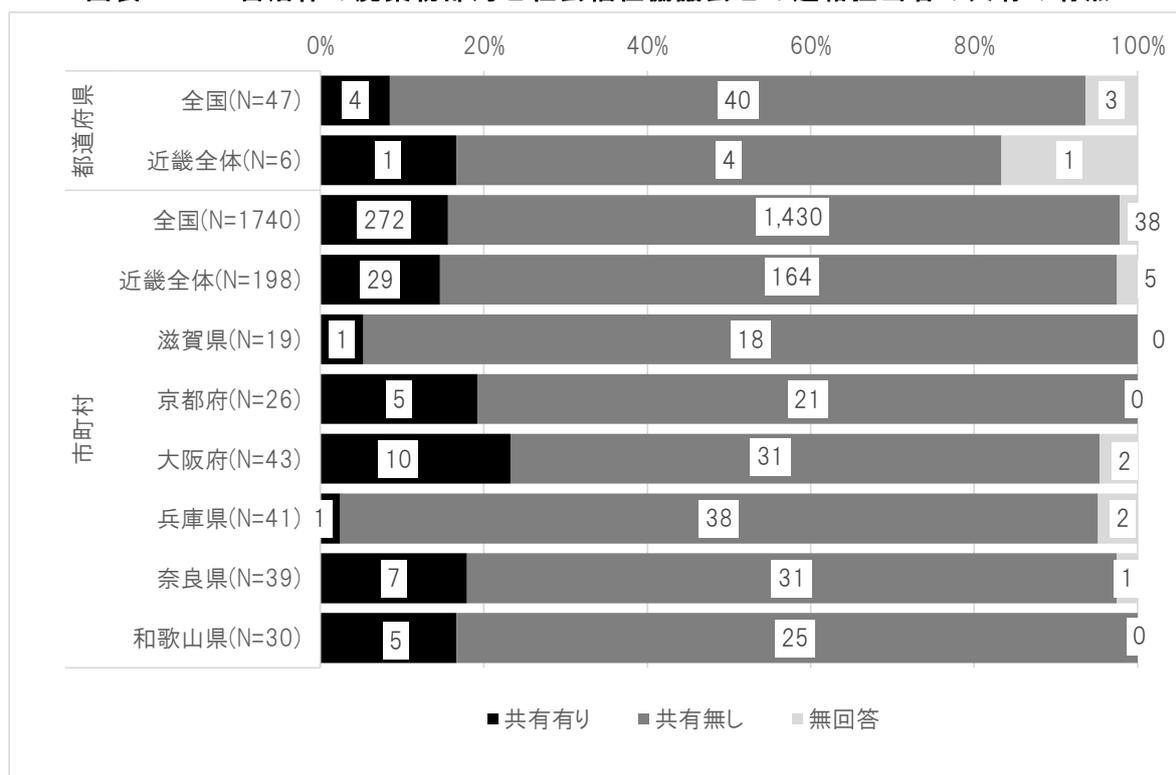
(2) 調査結果

①自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡担当者の共有の有無

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制のうち、連絡担当者の共有の有無を確認した。

全国、近畿全体の傾向に大きな違いはなく、全国の市町村では「共有無し」が1,430団体、近畿全体では164団体であった。また、都道府県では全国で40団体、近畿全体で4団体が「共有無し」であった。

図表 2-27 自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との連絡担当者の共有の有無



注. 近畿全体…近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

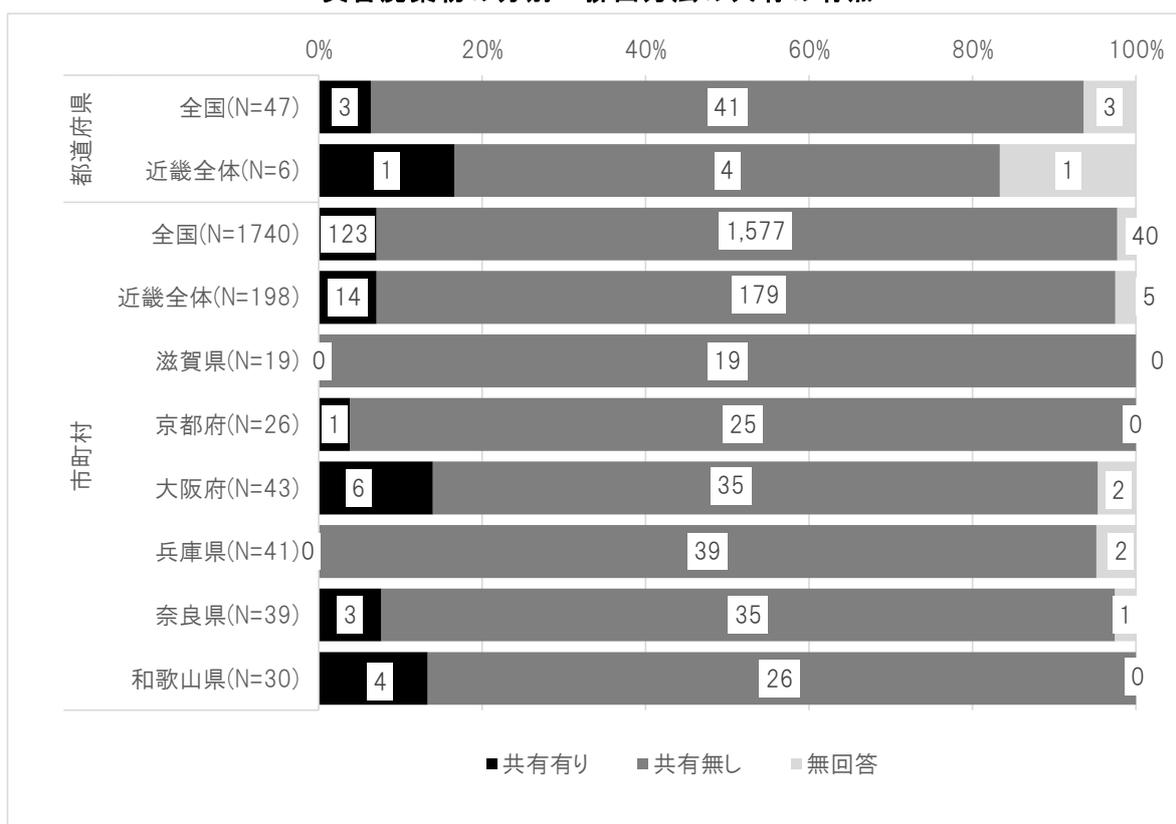
注. 都道府県、市町村を集計対象として集計

②自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との間における災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無

災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との平時からの連携体制のうち、災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無を確認した。

全国、近畿全体の傾向に大きな違いはなく、「共有無し」が全国の市町村では1,577団体、近畿全体では179団体であり、ほぼ共有されていない状況であった。

図表 2-28 自治体の廃棄物部局と社会福祉協議会との間における災害廃棄物の分別・排出方法の共有の有無



注. 近畿全体・・・近畿2府4県

注. 令和8年1月9日時点の速報値であり、今後、公表される数値と異なる可能性がある

注. 都道府県、市町村を集計対象として集計

2.2.7 収集運搬機材及び廃棄物処理従事職員数

環境省本省が実施した令和6年度一般廃棄物処理実態調査（令和5年度実績）において、市町村の廃棄物処理従事職員数及び収集運搬機材（ごみ、し尿）に関する設問がある。

ここでは、同調査結果により市町村の資機材及び人員を整理した。

(1) 調査結果概要

ア) ごみ処理に従事する市町村職員、収集運搬車両が減少、業者数は増加

ごみ処理に従事する市町村職員数は8,534人（令和4年度：8,834人）と、前年度より減少した。また、直営の収集運搬車両は3,259台（令和4年度：3,302台）、委託業者の車両は6,096台（令和4年度：6,162台）、許可業者の車両は10,033台（令和4年度：10,229台）といずれも前年度より減少している。

ただし、近畿2府4県の市町村におけるごみ収集運搬・中間処理・最終処分業者数は1,810件（令和4年度：1,792件）と前年度より増加した。

イ) し尿処理に従事する市町村職員数、直営・委託車両数、業者数は増減なし、許可車両数は増加

し尿処理に従事する市町村職員数は539人（令和4年度：535人）と、前年度と比較して大きな増減はなかった。し尿収集・運搬車両も、直営の車両は129台（令和4年度：129台）、委託業者の車両は730台（令和4年度：727台）と、前年度と比較してほぼ増減はなかった。し尿収集運搬・中間処理・最終処分業者数も、前年度と比較してほぼ増減はなかった。一方、許可業者の車両は2,927台（令和4年度：2,854台）と前年度より増加した。

ウ) 直営・委託・許可が所有する重機数は増加、支援貸出可能台数は減少

近畿2府4県の市町村において、直営・委託・許可業者が所有する重機として回答が多かったのはパッカー車4,701台（令和4年度：4,605台）、ダンプ車1,972台（令和4年度：1,840台）、バキューム車1,093台（令和4年度：1,083台）であった。市町村によって傾向は異なるが、いずれも台数が前年度より増加した。

これらの重機のうち、近畿2府4県における災害廃棄物処理の支援に貸出可能な台数は、パッカー車204台（令和4年度：341台）、ダンプ車167台（令和4年度：223台）、バキューム車36台（令和4年度：55台）であり、前年度より減少した。

(2) 調査結果

① 廃棄物処理従事職員数

近畿2府4県の市町村における令和5年度の廃棄物処理従事職員について、ごみ処理に従事する職員は8,534人（令和4年度：8,834人）と、前年度より減少した。し尿処理に従事する職員数は539人（令和4年度：535人）と、前年度と比較して大きな増減はなかった。

図表 2-29 市町村の廃棄物処理従事職員数

| 府県 | ごみ（一般職+技術職） | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|------------------|-------|-----|-----------------------------|-------|------|------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 一般職 （事務系+技術系） | | | 技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他） | | | | |
| | 合計 | 合計 | 合計 | 事務系 | 技術系 | 合計 | 収集運搬 | 中間処理 | 最終処分 | その他 |
| | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） |
| 滋賀県 | 235 | 241 | 157 | 136 | 21 | 84 | 46 | 27 | 2 | 9 |
| 京都府 | 1,181 | 1,162 | 365 | 255 | 110 | 797 | 578 | 127 | 15 | 77 |
| 大阪府 | 3,644 | 3,374 | 921 | 708 | 213 | 2,453 | 2,296 | 120 | 7 | 30 |
| 兵庫県 | 2,265 | 2,220 | 536 | 394 | 142 | 1,684 | 1,175 | 373 | 33 | 103 |
| 奈良県 | 994 | 1,020 | 310 | 254 | 56 | 710 | 524 | 165 | 6 | 15 |
| 和歌山県 | 515 | 517 | 168 | 129 | 39 | 349 | 249 | 92 | 7 | 1 |
| 計 | 8,834 | 8,534 | 2,457 | 1,876 | 581 | 6,077 | 4,868 | 904 | 70 | 235 |

| 府県 | し尿（一般職+技術職） | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|------------------|-----|-----|-----------------------------|------|------|------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 一般職 （事務系+技術系） | | | 技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他） | | | | |
| | 合計 | 合計 | 合計 | 事務系 | 技術系 | 合計 | 収集運搬 | 中間処理 | 最終処分 | その他 |
| | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） |
| 滋賀県 | 24 | 24 | 22 | 18 | 4 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| 京都府 | 65 | 66 | 40 | 35 | 5 | 26 | 22 | 4 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 197 | 202 | 107 | 86 | 21 | 95 | 82 | 12 | 1 | 0 |
| 兵庫県 | 146 | 141 | 73 | 68 | 5 | 68 | 53 | 15 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 71 | 74 | 54 | 46 | 8 | 20 | 14 | 5 | 0 | 1 |
| 和歌山県 | 32 | 32 | 25 | 21 | 4 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 535 | 539 | 321 | 274 | 47 | 218 | 178 | 38 | 1 | 1 |

| 府県 | 合計（一般職+技術職） | | | | | | | | | |
|------|-------------|-------|------------------|-------|-----|-----------------------------|-------|------|------|-----|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 一般職 （事務系+技術系） | | | 技能職 （収集運搬+中間処理+最終処分+その他） | | | | |
| | 合計 | 合計 | 合計 | 事務系 | 技術系 | 合計 | 収集運搬 | 中間処理 | 最終処分 | その他 |
| | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） | （人） |
| 滋賀県 | 259 | 265 | 179 | 154 | 25 | 86 | 46 | 29 | 2 | 9 |
| 京都府 | 1,246 | 1,228 | 405 | 290 | 115 | 823 | 600 | 131 | 15 | 77 |
| 大阪府 | 3,841 | 3,576 | 1,028 | 794 | 234 | 2,548 | 2,378 | 132 | 8 | 30 |
| 兵庫県 | 2,411 | 2,361 | 609 | 462 | 147 | 1,752 | 1,228 | 388 | 33 | 103 |
| 奈良県 | 1,065 | 1,094 | 364 | 300 | 64 | 730 | 538 | 170 | 6 | 16 |
| 和歌山県 | 547 | 549 | 193 | 150 | 43 | 356 | 256 | 92 | 7 | 1 |
| 計 | 9,369 | 9,073 | 2,778 | 2,150 | 628 | 6,295 | 5,046 | 942 | 71 | 236 |

②ごみ収集運搬車両の状況

近畿2府4県の市町村における令和5年度の廃棄物収集運搬機材のうち、ごみ収集車・運搬車について、直営の車両は3,259台（令和4年度：3,302台）、委託業者の車両は6,096台（令和4年度：6,162台）、許可業者の車両は10,033台（令和4年度：10,229台）と、いずれも前年度より減少した。

図表 2-30 市町村のごみ収集運搬機材の状況

| 府県 | ごみ直営 | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|-----|-----------------|-----|---------|----|
| | (収集車+運搬車) | | | | | | | | | | 運搬船等の船舶 | |
| | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 収集車 | | 運搬車 (収集運搬部門) | | 運搬車 (中間処理部門) | | | |
| | 合計 | | 合計 | | | | | | | | | |
| (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (隻) | (t) | |
| 滋賀県 | 29 | 68 | 34 | 65 | 22 | 44 | 8 | 11 | 4 | 10 | 0 | 0 |
| 京都府 | 432 | 670 | 445 | 661 | 415 | 600 | 17 | 22 | 13 | 39 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 1,436 | 2,363 | 1,366 | 2,208 | 1,253 | 2,016 | 96 | 147 | 17 | 45 | 17 | 0 |
| 兵庫県 | 685 | 1,375 | 681 | 1,363 | 625 | 1,191 | 35 | 101 | 21 | 71 | 1 | 22 |
| 奈良県 | 449 | 865 | 458 | 888 | 330 | 618 | 101 | 174 | 27 | 96 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 271 | 517 | 275 | 524 | 222 | 371 | 33 | 67 | 20 | 86 | 0 | 0 |
| 計 | 3,302 | 5,858 | 3,259 | 5,709 | 2,867 | 4,840 | 290 | 522 | 102 | 347 | 18 | 22 |

| 府県 | ごみ委託 | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-----------------|-------|---------|-----|
| | (収集車+運搬車) | | | | | | | | | | 運搬船等の船舶 | |
| | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 収集車 | | 運搬車 (収集運搬部門) | | 運搬車 (中間処理部門) | | | |
| | 合計 | | 合計 | | | | | | | | | |
| (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (隻) | (t) | |
| 滋賀県 | 750 | 2,471 | 821 | 2,711 | 761 | 2,322 | 27 | 103 | 33 | 286 | 0 | 0 |
| 京都府 | 513 | 1,122 | 519 | 1,126 | 495 | 1,052 | 13 | 29 | 11 | 45 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 2,299 | 5,735 | 2,147 | 5,426 | 1,879 | 3,983 | 172 | 874 | 96 | 569 | 0 | 0 |
| 兵庫県 | 1,743 | 5,544 | 1,766 | 5,679 | 1,544 | 4,001 | 143 | 1,101 | 79 | 577 | 2 | 137 |
| 奈良県 | 342 | 1,187 | 346 | 1,206 | 204 | 508 | 127 | 578 | 15 | 120 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 515 | 1,463 | 497 | 1,328 | 401 | 745 | 31 | 64 | 65 | 519 | 0 | 0 |
| 計 | 6,162 | 17,522 | 6,096 | 17,476 | 5,284 | 12,611 | 513 | 2,749 | 299 | 2,116 | 2 | 137 |

| 府県 | ごみ許可 | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|--------|--------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-----------------|-----|---------|---|
| | (収集車+運搬車) | | | | | | | | | | 運搬船等の船舶 | |
| | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 収集車 | | 運搬車 (収集運搬部門) | | 運搬車 (中間処理部門) | | | |
| | 合計 | | 合計 | | | | | | | | | |
| (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (台) | (t) | (隻) | (t) | |
| 滋賀県 | 1,893 | 5,724 | 1,887 | 5,845 | 1,386 | 4,234 | 493 | 1,587 | 8 | 24 | 0 | 0 |
| 京都府 | 641 | 1,648 | 679 | 1,739 | 599 | 1,536 | 75 | 190 | 5 | 13 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 2,619 | 5,547 | 2,532 | 5,585 | 2,376 | 5,289 | 156 | 296 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 兵庫県 | 3,187 | 8,633 | 3,121 | 8,510 | 2,960 | 7,900 | 156 | 606 | 5 | 4 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 1,078 | 2,439 | 1,013 | 2,247 | 873 | 1,959 | 140 | 288 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 811 | 2,075 | 801 | 2,058 | 769 | 2,013 | 32 | 45 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 10,229 | 26,066 | 10,033 | 25,984 | 8,963 | 22,931 | 1,052 | 3,012 | 18 | 41 | 0 | 0 |

直営分のごみ収集運搬車両台数を、車種の内訳毎に集計した。さらに、そのうち災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できると市町村が回答した台数を集計した。

直営の車両3,260台（令和4年度：3,302台）のうち、災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できる台数は364台（令和4年度：403台）と、自治体によって傾向は異なるが、近畿2府4県全体として前年度より減少している。

図表 2-31 市町村直営のごみ収集運搬車の車種内訳及び災害廃棄物処理支援可能台数

| 府県 | 直営分の車種 | | | | | | | | | | | |
|------|-----------|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 収集車 | | | | 運搬車 | | | | | |
| | | | | パッカー車（プレス式） | パッカー車（回転式） | その他 | | 平ボディ車 | ダンプ車 | クラム車 | コンテナ車 | その他 |
| | 合計 (台) | 合計 (台) | 合計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 合計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) |
| 滋賀県 | 29 | 34 | 22 | 18 | 0 | 4 | 12 | 2 | 10 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 432 | 445 | 415 | 55 | 176 | 184 | 30 | 4 | 19 | 0 | 1 | 6 |
| 大阪府 | 1,436 | 1,367 | 1,254 | 487 | 228 | 539 | 113 | 9 | 86 | 0 | 1 | 17 |
| 兵庫県 | 685 | 681 | 622 | 305 | 96 | 221 | 59 | 5 | 41 | 0 | 7 | 6 |
| 奈良県 | 449 | 458 | 330 | 112 | 108 | 110 | 128 | 15 | 91 | 3 | 10 | 9 |
| 和歌山県 | 271 | 275 | 222 | 15 | 100 | 107 | 53 | 3 | 30 | 1 | 2 | 17 |
| 計 | 3,302 | 3,260 | 2,865 | 992 | 708 | 1,165 | 395 | 38 | 277 | 4 | 21 | 55 |

| 府県 | 直営分の車種のうち、災害廃棄物の収集運搬支援に貸出できる収集運搬車両の台数について | | | | | | | | | | | |
|------|---|-----------|-----------|-------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 収集車 | | | | 運搬車 | | | | | |
| | | | | パッカー車（プレス式） | パッカー車（回転式） | その他 | | 平ボディ車 | ダンプ車 | クラム車 | コンテナ車 | その他 |
| | 合計 (台) | 合計 (台) | 合計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 合計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) |
| 滋賀県 | 6 | 12 | 9 | 5 | 0 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 15 | 11 | 9 | 3 | 5 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 40 | 35 | 25 | 15 | 4 | 6 | 10 | 0 | 8 | 0 | 0 | 2 |
| 兵庫県 | 187 | 175 | 156 | 85 | 13 | 58 | 19 | 1 | 12 | 0 | 2 | 4 |
| 奈良県 | 69 | 60 | 41 | 24 | 5 | 12 | 19 | 3 | 14 | 0 | 1 | 1 |
| 和歌山県 | 86 | 71 | 51 | 5 | 14 | 32 | 20 | 0 | 11 | 0 | 1 | 8 |
| 計 | 403 | 364 | 291 | 137 | 41 | 113 | 73 | 6 | 48 | 0 | 4 | 15 |

③重機の状況

近畿2府4県の市町村において、直営・委託・許可業者が所有する重機の台数について種類別に集計した。所有重機として、令和5年度の回答で多かったのはパッカー車4,701台（令和4年度：4,605台）、ダンプ車1,972台（令和4年度：1,840台）、バキューム車1,093台（令和4年度：1,083台）であった。自治体によって傾向は異なるがいずれも台数が前年度と比較して増加した。

これらの重機のうち、災害廃棄物処理の支援に貸出可能な台数は、パッカー車204台（令和4年度：341台）、ダンプ車167台（令和4年度：223台）、バキューム車36台（令和4年度：55台）であり、自治体によって傾向は異なるが、前年度と比較して貸出可能な台数は減少した。

図表 2-32 直営・委託・許可業者が所有する重機の状況

| 府県 | 年次 | 直営・委託・許可において所有する重機の台数について | | | | | | | | | | |
|------|-------|---------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | ダンプ車 | アームローダー | ユニック車 | フォークリフト | ショベルローダー | ホイールローダー | ブルドーザー | バックホー | パッカー車 | バキューム車 | その他所有重機 |
| | | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) |
| 滋賀県 | 令和5年度 | 53 | 66 | 3 | 5 | 1 | 3 | 0 | 2 | 324 | 78 | 7 |
| | 令和4年度 | 65 | 63 | 0 | 5 | 1 | 4 | 0 | 4 | 316 | 40 | 0 |
| 京都府 | 令和5年度 | 81 | 34 | 2 | 61 | 27 | 3 | 2 | 24 | 378 | 26 | 25 |
| | 令和4年度 | 78 | 29 | 1 | 79 | 38 | 6 | 4 | 26 | 401 | 81 | 24 |
| 大阪府 | 令和5年度 | 667 | 99 | 5 | 23 | 12 | 19 | 1 | 13 | 1,922 | 542 | 271 |
| | 令和4年度 | 692 | 100 | 7 | 24 | 10 | 19 | 0 | 12 | 2,081 | 574 | 124 |
| 兵庫県 | 令和5年度 | 606 | 193 | 61 | 31 | 10 | 22 | 3 | 29 | 1,327 | 249 | 31 |
| | 令和4年度 | 530 | 174 | 56 | 34 | 10 | 26 | 3 | 27 | 1,233 | 243 | 55 |
| 奈良県 | 令和5年度 | 267 | 75 | 4 | 45 | 5 | 20 | 3 | 25 | 408 | 80 | 5 |
| | 令和4年度 | 215 | 34 | 5 | 43 | 3 | 19 | 1 | 19 | 234 | 39 | 3 |
| 和歌山県 | 令和5年度 | 298 | 104 | 77 | 66 | 17 | 10 | 3 | 114 | 342 | 118 | 15 |
| | 令和4年度 | 260 | 88 | 71 | 67 | 13 | 10 | 2 | 89 | 340 | 106 | 21 |
| 計 | 令和5年度 | 1,972 | 571 | 152 | 231 | 72 | 77 | 12 | 207 | 4,701 | 1,093 | 354 |
| | 令和4年度 | 1,840 | 488 | 140 | 252 | 75 | 84 | 10 | 177 | 4,605 | 1,083 | 227 |

| 府県 | 年次 | 直営・委託・許可において所有する重機のうち、災害廃棄物処理の支援に貸出できる台数について | | | | | | | | | | |
|------|-------|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | ダンプ車 | アームローダー | ユニック車 | フォークリフト | ショベルローダー | ホイールローダー | ブルドーザー | バックホー | パッカー車 | バキューム車 | その他所有重機 |
| | | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) | 小計 (台) |
| 滋賀県 | 令和5年度 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 令和4年度 | 6 | 2 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 令和5年度 | 4 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 10 | 1 | 0 |
| | 令和4年度 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 2 | 0 | 1 | 9 | 1 | 0 |
| 大阪府 | 令和5年度 | 6 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 1 | 8 | 2 | 0 |
| | 令和4年度 | 42 | 0 | 0 | 2 | 0 | 4 | 0 | 2 | 83 | 21 | 1 |
| 兵庫県 | 令和5年度 | 54 | 6 | 3 | 3 | 1 | 1 | 0 | 3 | 69 | 0 | 10 |
| | 令和4年度 | 63 | 14 | 4 | 4 | 1 | 3 | 0 | 5 | 119 | 0 | 13 |
| 奈良県 | 令和5年度 | 29 | 2 | 0 | 5 | 2 | 2 | 0 | 1 | 12 | 2 | 0 |
| | 令和4年度 | 28 | 2 | 0 | 5 | 2 | 2 | 0 | 3 | 9 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 令和5年度 | 74 | 33 | 30 | 16 | 3 | 2 | 0 | 19 | 105 | 31 | 11 |
| | 令和4年度 | 81 | 33 | 31 | 13 | 3 | 3 | 0 | 27 | 121 | 33 | 9 |
| 計 | 令和5年度 | 167 | 42 | 33 | 29 | 6 | 12 | 0 | 26 | 204 | 36 | 21 |
| | 令和4年度 | 223 | 52 | 35 | 28 | 6 | 16 | 0 | 41 | 341 | 55 | 23 |

④し尿収集運搬車の状況

近畿2府4県の市町村における令和5年度の廃棄物収集運搬機材のうち、し尿収集車・運搬車について、直営の車両は129台（令和4年度：129台）、委託業者の車両は730台（令和4年度：727台）、許可業者の車両は2,927台（令和4年度：2,854台）であった。直営及び委託業者の車両数について、前年度と比較して大きな増減はなかった。許可業者の車両数は、自治体によって傾向は異なるが、前年度と比較して増加した。

図表 2-33 市町村のし尿収集運搬機材の状況

| 府県 | し尿 直営 (収集車+運搬車) | | | | | |
|------|-----------------------|-------|--------|-----|-----|-------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 収集車 | | 運搬車 | 運搬船等 の船舶 |
| | 合計 | 合計 | バキューム車 | その他 | | |
| | (台) | (台) | (台) | (台) | (台) | (隻) |
| 滋賀県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 23 | 23 | 21 | 0 | 2 | 0 |
| 大阪府 | 38 | 41 | 40 | 0 | 1 | 0 |
| 兵庫県 | 51 | 47 | 45 | 0 | 2 | 0 |
| 奈良県 | 9 | 10 | 9 | 0 | 1 | 0 |
| 和歌山県 | 8 | 8 | 6 | 0 | 2 | 0 |
| 計 | 129 | 129 | 121 | 0 | 8 | 0 |

| 府県 | し尿 委託 (収集車+運搬車) | | | | | |
|------|-----------------------|-------|--------|-----|-----|-------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 収集車 | | 運搬車 | 運搬船等 の船舶 |
| | 合計 | 合計 | バキューム車 | その他 | | |
| | (台) | (台) | (台) | (台) | (台) | (隻) |
| 滋賀県 | 90 | 89 | 89 | 0 | 0 | 0 |
| 京都府 | 78 | 79 | 75 | 4 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 332 | 336 | 320 | 2 | 14 | 0 |
| 兵庫県 | 137 | 140 | 129 | 3 | 8 | 0 |
| 奈良県 | 90 | 86 | 80 | 0 | 6 | 0 |
| 和歌山県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 727 | 730 | 693 | 9 | 28 | 0 |

| 府県 | し尿 許可 (収集車+運搬車) | | | | | |
|------|-----------------------|-------|--------|-----|-----|-------------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | 収集車 | | 運搬車 | 運搬船等 の船舶 |
| | 合計 | 合計 | バキューム車 | その他 | | |
| | (台) | (台) | (台) | (台) | (台) | (隻) |
| 滋賀県 | 164 | 162 | 146 | 16 | 0 | 0 |
| 京都府 | 82 | 80 | 80 | 0 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 1,411 | 1,431 | 1,414 | 11 | 6 | 0 |
| 兵庫県 | 541 | 586 | 576 | 7 | 3 | 0 |
| 奈良県 | 248 | 254 | 251 | 0 | 3 | 0 |
| 和歌山県 | 408 | 414 | 391 | 10 | 13 | 0 |
| 計 | 2,854 | 2,927 | 2,858 | 44 | 25 | 0 |

⑤委託・許可件数

近畿2府4県の市町村における令和5年度のごみ収集運搬・中間処理・最終処分に係る委託件数は1,456件（令和4年度：1,449件）、許可件数は2,471件（令和4年度：2,457件）と前年度と比較して大きな増減はなかった。

し尿収集運搬・中間処理・最終処分に係る委託件数は245件（令和4年度：267件）、許可件数は719件（令和4年度：757件）であった。委託件数は大阪府と和歌山県で、許可件数は大阪府でそれぞれ前年度より減少したが、他の府県では前年度と比較してほぼ増減はなかった。

図表 2-34 市町村におけるごみ・し尿処理等の委託・許可状況

| 府県 | ごみ | | | | | | | | | |
|------|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 委託件数（収集運搬+中間処理+最終処分） | | | | | 許可件数（収集運搬+中間処理+最終処分） | | | | |
| | 令和4年度 | 令和5年度 | | | | 令和4年度 | 令和5年度 | | | |
| | 合計 (件) | 合計 (件) | 収集運搬 (件) | 中間処理 (件) | 最終処分 (件) | 合計 (件) | 合計 (件) | 収集運搬 (件) | 中間処理 (件) | 最終処分 (件) |
| 滋賀県 | 126 | 128 | 82 | 33 | 13 | 323 | 319 | 291 | 28 | 0 |
| 京都府 | 161 | 178 | 119 | 50 | 9 | 351 | 380 | 363 | 16 | 1 |
| 大阪府 | 424 | 423 | 322 | 78 | 23 | 672 | 657 | 654 | 3 | 0 |
| 兵庫県 | 367 | 360 | 234 | 92 | 34 | 508 | 512 | 486 | 26 | 0 |
| 奈良県 | 159 | 152 | 63 | 52 | 37 | 380 | 383 | 369 | 14 | 0 |
| 和歌山県 | 212 | 215 | 119 | 73 | 23 | 223 | 220 | 187 | 33 | 0 |
| 計 | 1,449 | 1,456 | 939 | 378 | 139 | 2,457 | 2,471 | 2,350 | 120 | 1 |

| 府県 | し尿 | | | | | | | | | |
|------|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|----------------------|-----------|-------------|-------------|-------------|
| | 委託件数（収集運搬+中間処理+最終処分） | | | | | 許可件数（収集運搬+中間処理+最終処分） | | | | |
| | 令和4年度 | 令和5年度 | | | | 令和4年度 | 令和5年度 | | | |
| | 合計 (件) | 合計 (件) | 収集運搬 (件) | 中間処理 (件) | 最終処分 (件) | 合計 (件) | 合計 (件) | 収集運搬 (件) | 中間処理 (件) | 最終処分 (件) |
| 滋賀県 | 31 | 35 | 28 | 4 | 3 | 32 | 38 | 38 | 0 | 0 |
| 京都府 | 29 | 29 | 25 | 2 | 2 | 38 | 37 | 37 | 0 | 0 |
| 大阪府 | 84 | 61 | 49 | 4 | 8 | 349 | 307 | 307 | 0 | 0 |
| 兵庫県 | 73 | 76 | 53 | 17 | 6 | 179 | 178 | 178 | 0 | 0 |
| 奈良県 | 46 | 44 | 33 | 7 | 4 | 64 | 63 | 63 | 0 | 0 |
| 和歌山県 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95 | 96 | 95 | 1 | 0 |
| 計 | 267 | 245 | 188 | 34 | 23 | 757 | 719 | 718 | 1 | 0 |

⑥業者数（ごみ・し尿）及び従業員数

近畿2府4県の市町村における令和5年度の収集運搬・中間処理・最終処分業者数は2,213件（令和4年度：2,179件）と前年度と比較して増加した。このうちごみの業者が1,810件（令和4年度：1,792件）、し尿の業者が486件（令和4年度：483件）であった。

これらの処理業者における従業員数は26,639人（令和4年度：26,826人）であり、近畿2府4県全体をみると前年度と比較して減少しているが、増減の傾向は自治体によって異なる。

図表 2-35 市町村におけるごみ・し尿処理等の委託・許可状況

| 府県 | 業者数（ごみ+し尿） | | | | 従業員数（収集運搬+中間処理+最終処分） | | | | |
|------|------------|-------|-------|-----|----------------------|--------|--------|-------|------|
| | 令和4年度 | 令和5年度 | | | 令和4年度 | 令和5年度 | | | |
| | 合計 | 合計 | ごみ | し尿 | 合計 | 合計 | 収集運搬 | 中間処理 | 最終処分 |
| | (件) | (件) | (件) | (件) | (人) | (人) | (人) | (人) | (人) |
| 滋賀県 | 198 | 218 | 192 | 32 | 2,111 | 2,284 | 2,029 | 376 | 1 |
| 京都府 | 274 | 277 | 229 | 53 | 3,067 | 2,718 | 2,463 | 317 | 92 |
| 大阪府 | 734 | 740 | 632 | 137 | 11,017 | 11,142 | 10,798 | 339 | 18 |
| 兵庫県 | 471 | 475 | 393 | 113 | 6,694 | 6,494 | 5,655 | 844 | 8 |
| 奈良県 | 214 | 212 | 173 | 47 | 1,393 | 1,433 | 1,245 | 155 | 33 |
| 和歌山県 | 288 | 291 | 191 | 104 | 2,544 | 2,568 | 2,101 | 477 | 13 |
| 計 | 2,179 | 2,213 | 1,810 | 486 | 26,826 | 26,639 | 24,291 | 2,508 | 165 |

2.2.8 国有地の仮置場候補地の現地調査

【調査の目的】

近年、気候変動に伴う線状降水帯等の発生により、大雨等による風水害が各地で発生している。また、南海トラフ巨大地震をはじめとする地震災害も危惧されており、現在、こうした災害により発生する災害廃棄物の処理が課題となっている。

災害時に大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することは、被災地の迅速な復旧・復興につながる。このためには、災害廃棄物を一時的に保管する「仮置場」や一時的に災害廃棄物を積み替える「一時積替場」を設置して活用することが重要となる。

各自治体においては、災害廃棄物処理計画の作成と併せて災害時の仮置場等候補地の検討が進められている。仮置場等候補地は公有地・民有地を問わないが、利用・調整のし易さから自治体の所管土地が検討される場合が多い。しかしながら、多くの自治体では自治体の所管土地だけでは候補地面積が不足する状況にある。このため、国有地等における仮置場、一次積替場の利用可能性について調査を実施した。

【調査の方法】

近畿府県内の国有地等調査は令和3年度から継続して実施している。

令和4年度から近畿府県内の自治体に国有地、府県有地等の仮置場等候補地としての要望を継続的に聴取し、令和6年度までに138か所の要望が提出されていた。このうち、令和6年度に自治体から要望があった127か所について、所有者、管理者を整理した。

本年度の調査対象は、近畿府県で使用要望があった国有地等のうち、過年度に現地調査未実施であった15か所とし、このうち現地調査は8か所を実施した。河川敷及び、所管省庁との調整結果に基づき要望取り下げのあった1か所は調査の対象外とした。

なお、対象地の所管となる財務事務所等へも調査趣旨等を説明のうえで、可能であれば現地確認への同行をお願いした。

調査は仮置場等として利用することを決めるためではなく、現実的に利用が可能かどうかを事前に確認することを目的として、対象地の所管省庁様と調整のうえで実施した。

図表 2-36 自治体が利用を要望している国有地、府県有地（令和6年度アンケート回答）

| 区分 | 所有者 | 要望箇所数 | | | | | 合計 |
|------|-------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|------|------|
| | | 過年度 現地調査 実施済み | 過年度 机上調査 のみ実施 | 過年度 現地調査 実施不可 | 過年度 調査不可 | 未調査 | |
| 国有地 | 財務省 | 1 | 0 | 0 | 1 | 5 | 7 |
| | 国土交通省 | 7 | 0 | 0 | 1 | 14 | 22 |
| | | うち河川敷以外 | (0) | (0) | (0) | (1) | (5) |
| | その他省庁 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| 府県有地 | | 10 | 2 | 1 | 0 | 72 | 85 |
| | うち位置確認可 | (10) | (2) | (1) | (0) | (69) | (82) |
| その他 | 特殊会社、独立行政法人 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| 不明 | | - | - | - | 0 | 6 | 6 |
| 合計 | | 19 | 2 | 1 | 2 | 103 | 127 |

（府県有地の内訳）

| 区分 | 所有者 | 要望箇所数 | | | | | 合計 | |
|------|---------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|-----|----|----|
| | | 過年度 現地調査 実施済み | 過年度 机上調査 のみ実施 | 過年度 現地調査 実施不可 | 過年度 調査不可 | 未調査 | | |
| 府県有地 | 滋賀県 | 4 | 1 | 0 | 0 | 7 | 12 | |
| | 京都府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 | |
| | 大阪府 | 3 | 0 | 0 | 0 | 28 | 31 | |
| | 兵庫県 | 0 | 0 | 1 | 0 | 10 | 11 | |
| | 奈良県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 6 | |
| | 和歌山県 | 3 | 1 | 0 | 0 | 13 | 17 | |
| | うち位置確認可 | 滋賀県 | 4 | 1 | 0 | 0 | 7 | 12 |
| | | 京都府 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 8 |
| | | 大阪府 | 3 | 0 | 0 | 0 | 27 | 30 |
| | | 兵庫県 | 0 | 0 | 1 | 0 | 9 | 10 |
| | | 奈良県 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 |
| | | 和歌山県 | 3 | 1 | 0 | 0 | 13 | 17 |

注．令和6年度までに調査実施済みの箇所のうち、令和6年度のアンケートで利用要望の回答がなかったものがある。

(1) 机上調査

仮置場等候補地の評価に必要な土地の所有者、災害指定用途、輸送道路との位置関係等について、下表に示す項目で整理した。また、航空画像等を用いて周辺の道路状況や仮置場候補地の概況を整理した。

図表 2-37 仮置場候補地の調査項目

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 名称 | 施設名を記載 |
| 所在地 | 住所地番を整理 |
| 所有区分 | 国有地・府県有地等 |
| 所有者 | 名称 |
| 面積 | 仮置場として利用可能性のある面積 |
| 用途地域 | 土地利用の用途（住居系、商業系、工業系） |
| 周辺の土地利用区分 | 空撮画像からわかる主要な土地利用（住宅用地、工業用地、農業用地等） |
| 災害時の用途 | 地域防災計画等における利用（避難所、活動拠点、ヘリポート設置予定地等）の有無 |
| 土地の形状、舗装状況 | 舗装、未舗装（グラウンド：砂地、芝地）、草地、林地等を記載 |
| 付帯設備 | 水道、電気（分電盤等）、建屋の存在 |
| 輸送道路までの距離 | 最寄りの緊急輸送道路までの直線距離を記載 |
| 搬入口付近の道路状況 | 車線数、概況 |
| 出入口付近の道路状況 | 車線数、概況 |
| 被害想定結果 | 地震（想定震度）、津波（浸水深）、洪水（浸水深）、内水（浸水深）、高潮（浸水深）、土砂（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域） |
| その他特記事項 | 施設特有の留意点等があれば記載 |
| 仮置場設置時の課題 | 仮置場としての利用に向けた課題があれば記載 |

(2) 現地調査

先述の机上調査結果を踏まえ、アクセス道路の状況、大型車両の通行の可否、仮置場等として活用可能な実質面積、保管容量等の確認のため、現地調査を実施した。

航空画像等では判断できない事項を現地で確認するため、以下の作業手順および次頁に示す現地調査チェックシートを用い、確認不足のないようにした。

【作業手順】

- A. 現場到着
- B. 作業内容の確認
- C. 調査開始
 - ・写真撮影
 - ・進入道路の幅員確認（車線数、規制の有無）
 - ・入口の幅員確認（支柱間幅、門扉幅など）
 - ・地形概況の確認（傾斜地、平地、高低差、段差など仮置場としての適正確認）
 - ・仮置場所の地表面状況の確認（芝地、土、舗装、砂利、その他）
 - ・インフラ整備状況の確認（電気、水道がつかえそうか、防火水槽の有無など）
 - ・支障物の有無の把握（樹林、建屋、支柱、柵、車止めなど）
 - ・周辺の土地利用（住宅街、農地、林地など）
 - ・その他、特殊条件の確認（学校が隣接、商業施設が隣接など）
- D. チェックシートを用いて作業もれがないか確認後、次の地点へ移動
- E. 撤収

図表 2-38 参考：トラックの一般的な寸法

| 種類 | 全長 | 全幅 | 全高 |
|-----------------------------|----------|---------|---------|
| 小型（2t）トラック | 4.7m 以内 | 1.7m 以内 | 2.0m 以内 |
| 中型（4t）トラック及び 大型（10t）トラック | 12.0m 以内 | 2.5m 以内 | 3.8m 以内 |

図表 2-39 現地調査チェックシート

【現地調査チェックシート】

| | |
|-----------------------------------|---------------------|
| 調査日時 | 令和 年 月 日 時 分～ 時 分 |
| 地点名 | |
| <input type="checkbox"/> 全景写真 | 全体状況 |
| メモ： | |
| <input type="checkbox"/> 搬入路の写真 | 入口や隣接道路状況 |
| メモ： | |
| <input type="checkbox"/> 土地の形状の写真 | 起伏や基盤等の状況 |
| メモ： | |
| <input type="checkbox"/> 付帯設備の写真 | 水道、電気（分電盤等）、建屋の設置状況 |
| メモ： | |
| <input type="checkbox"/> 支障物の写真 | 支障物（フェンス等）の状況 |
| メモ： | |
| <input type="checkbox"/> その他の写真 | |
| メモ： | |

(3) 仮置場等候補地調査における関係者との協議

仮置場等候補地を検討する場合の検討条件として、物理的な制約に加えて、土地管理者との事前の調整が極めて重要な留意点であることが過年度調査から示唆されていた。このことから本調査では、令和5年度以降、国有地を管理する財務省、国有地を所有する所管省庁、土地の実際の管理者、災害廃棄物仮置場として利用主体となる市町村環境部局、府県環境部局、近畿地方環境事務所の関係者において災害時の土地利用に係る事前手続きや必要な関係者間の調整について、可能な限り整理を行っている。

本調査は、あくまでオープンスペースとしての利活用の可能性を検証することを目的としたが、関係者との調整、協議において、物理的な制約以外に、仮置場等としての利用にあたって各種の法的な制約等への対応が求められる場合が多数確認された。

調査を要望した自治体には、所管省庁との協議結果について説明のうえ、所管省庁の承諾が得られた場所について現地調査を実施した。協議の結果も踏まえて、発災後に自治体と所管省庁の協議を円滑に行うため、可能な範囲で調査要望自治体も同席の上で、所管省庁への事前説明を行った。

2.3 今後の課題

(1) 調査結果の活用

災害廃棄物処理計画の策定率は近畿全体で92%となり、昨年度から8ポイント増加した。着実に策定が進んでいることから、引き続き2030年度目標値である100%の策定率に向けて取り組む必要がある。一方、改訂を進めている団体は近畿全体で21%と少なく、水害の想定率は43%であり、2030年度の目標値60%よりも17ポイント少ない。

「改訂にあたる職員や時間を確保できない」「専門的な情報や知見が不足している」という各団体の課題を支援し、改訂を推進する必要がある。

災害時相互協定に関しては、近畿全体での建設事業者との協定締結割合が23%であり、全国の34%と比べて低い。締結の遅れは発災時の損壊家屋解体等に問題が生じる懸念があることから、建設事業者との協定締結を進める必要がある。

災害廃棄物処理に関する研修・訓練を定期的実施する市町村の割合は近畿全体で21%であり、2030年度目標値60%を大きく下回る。一方で「実施の予定はない」と回答した近畿全体の団体は令和6年度の65%から4ポイント減少して61%となっている。研修会の実施や出前講座等を引き続き行うことにより、研修や訓練の必要性の説明等を行うことが必要であると考えられる。そのほか、「ノウハウがない」「職員や時間を確保できない」といった課題へのサポートも必要である。

廃棄物処理施設等の耐震化及び老朽化に対する改修は令和6年度から進んでいないが、停電時の稼働対策は、少しずつではあるものの限られた予算の中で取り組まれている。また、発災時を想定して薬品や水の備えをしている施設の割合も令和6年度に比べて増加しているが、依然5割に満たないことから、発災後の施設の業務継続にむけた事前対策を進める必要がある。取組としては、廃棄物処理施設等に対して、業務継続計画の策定と計画に基づいた取組の推進を促すことが考えられる。

住民・ボランティア等への啓発・広報は、昨年度と同様に発災時の啓発を検討している団体が少ない。平時からの広報を実施している団体も近畿全体で1割にとどまるため、発災時に住民への周知が遅れる懸念がある。住民・ボランティアの広報事例の紹介やひな型などの提供を一層進める必要がある。

また近畿全体において、災害廃棄物担当部局と社会福祉協議会の平時からの連絡体制は約8割が共有されておらず、分別方法も約9割が共有されていない。災害廃棄物処理対応にはボランティアの力が不可欠であるものの、情報が共有できていないと迅速かつ適切な対応ができない。社会福祉協議会との連携は積極的に進める必要がある。

収集運搬体制として、直営、委託業者、許可業者ともにごみ収集運搬車両が減少していることに加え、直営、委託業者、許可業者が所有する重機のうち災害廃棄物処理の支援に貸出可能な台数も減少している。今後もさらに減少する懸念があることから、他都市、他ブロックへの支援要請のあり方等を事前に検討しておく必要がある。

(2) 国有地・府県有地等調査における調査要望自治体と関係者との連携

国有地等の仮置場等候補地の現地調査を実施するにあたっては、昨年度に引き続き、所管省庁との事前協議を行うとともに、可能であれば現地調査への同行をお願いした。これにより、仮置場等としての利用可能性に係る有用な情報や、利用にあたっての制

約、重要な課題について確認することができた。

発災後に、市町村が国有地等に仮置場等の設置を希望する場合は、被災自治体の担当者が自ら所管省庁等と調整、協議を行うことが想定される。また、府県有地に仮置場等の設置を希望する場合は、府県担当者を通して所管部局と調整することになる可能性も想定される。このことから、調査に当たっては引き続き、調査要望自治体の担当者や府県担当者との連携、情報共有を行うことで、より実効性の高い調査結果を得られることが期待できる。